

ラオス民事判決書マニュアル（仮訳）

目 次

第1章 判決に関する一般概念	P. 1
第1節 判決及びその重要性	P. 1
第1 判決に関する一般的概念	P. 1
1 定義	P. 1
2 判決の重要性	P. 1
第2 判決の種類	P. 2
1 民事判決	P. 2
2 刑事判決	P. 2
第3 判決起案の基本的条件	P. 3
1 裁判官の技術, 能力	P. 3
2 事件簿の証拠	P. 4
3 判決の起案方法	P. 4
4 その他の条件	P. 4
第2節 民事判決起案において留意すべき主な目標	P. 4
1 訴訟当事者	P. 5
2 上級裁判所	P. 5
3 判決の執行	P. 5
4 裁判官	P. 5
5 国民	P. 5
第2章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続	P. 6
第1節 訴状提出	P. 6
第1 概説	P. 6
第2 訴状とは	P. 6
1 請求の訴え	P. 6
2 形成認諾の訴え	P. 6
3 確認の訴え	P. 6
第2節 答弁及び反訴	P. 7
第1 答弁とは	P. 7
第2 反訴とは	P. 7

第3	答弁及び反訴の内容	P. 7
1	目的	P. 7
2	原因	P. 8
第4	請求の認諾, 自白	P. 8
第5	訴えの取下	P. 9
第3節	訴状受理, 審査	P. 9
第4節	裁判官の権利及び義務	P. 10
第1	調査方法	P. 10
第2	紛争事項の特定	P. 10
第5節	尋問及び証拠収集	P. 11
第1	尋問	P. 11
1	尋問方法	P. 11
2	供述書	P. 12
第2	証拠	P. 12
1	証拠とは (改正民事訴訟法第16条)	P. 12
2	証拠の重要性	P. 12
3	証拠の種類	P. 13
第3	証拠提出の目的及び義務	P. 13
1	証拠の目的	P. 13
2	直接証拠及び間接証拠	P. 13
3	証拠提出義務	P. 14
第4	証拠の優先順位	P. 14
第6節	証拠調べ及び評価	P. 15
第1	証拠調べ	P. 15
第2	各紛争に必要な証拠請求	P. 15
第3	証拠評価	P. 17
第4	証拠評価における裁判官の権利	P. 17
第7節	第一審における事件の審理	P. 18
第1	意義及び審理における一般規則	P. 18
第2	裁判所の事件審理規則	P. 19
1	公判の準備	P. 19
2	公判における審理	P. 20
3	公判における口頭弁論及び検察官の供述 (出席している場合)	P. 20
4	判決の作成, 言渡し	P. 24
第3	審理規則	P. 27
1	廷吏の義務	P. 27
2	公判を指揮する合議体の義務	P. 28

第3章 民事判決の構成及び起案	P. 30
第1節 導入	P. 30
1 言語	P. 30
2 日付	P. 31
3 数字	P. 31
4 判決書1ページ目上部	P. 31
5 合議体	P. 31
6 訴訟当事者	P. 32
7 紛争事項	P. 35
8 裁判所の詳細	P. 36
第2節 事件の提示	P. 37
第1 事実に関する一般的概念	P. 37
1 事実の重要性	P. 37
2 事実欄の構成	P. 38
3 事実提示の一般規則	P. 38
第2 判決における事実の提示	P. 39
1 原告の請求	P. 39
2 請求に対する被告の答弁	P. 42
3 被告の反訴	P. 43
4 反訴に対する原告の応訴	P. 43
第3節 分析	P. 43
第1 分析手続及び構成	P. 43
第2 事実の分析及び法律適用	P. 44
1 導入文	P. 44
2 当事者が自白した事実	P. 44
3 争点に関する分析	P. 45
4 法律の適用	P. 48
第3 訴訟費用に関する判断	P. 48
第4 評決における法律条項の選択	P. 49
第4節 評決欄	P. 49
1 導入文	P. 50
2 評決の種類及び内容	P. 50
3 裁判費用及び手続費用	P. 51
4 訴訟当事者の控訴権の告知	P. 51

第1章 判決に関する一般概念

第1節 判決及びその重要性

第1 判決に関する一般的概念

1 定義

判決 (judgment) とは、原告の請求及び被告の抗弁の対象である紛争、又は、被告人が犯した犯罪について、人民裁判所が、法律に基づいて審理し、和解させ、判断した判決 (ruling) である。

このような裁判所の判決 (ruling) には、決定 (decision)、判決 (judgment)、命令 (order) 及び宣告 (sentence) と呼ばれるものがある。

裁判所の命令とは、財産の差押え、逮捕状、罪状認否召喚命令、搜索令状など、裁判手続の過程で裁判所が各種事項について下した決定 (decision) である。

政府当局に関する最高人民裁判所長の判決、死刑判決、財産に関する判決など、裁判手続の過程で発生した事項について、裁判所は判決を下す。

決定 (decision) は、第一審裁判所が下す判決である。

判決 (judgment) は、控訴裁判所及び破棄裁判所が下す判決である。

2 判決の重要性

判決は、ラオス人民民主共和国を代表して作成され、言い渡される (人民裁判所法第5条)。

判決は、訴訟当事者及び訴訟手続参加者、すなわち、原告、被告及び第三者の正当な権利、利益、及び自由を保護する司法手続において最も重要な法律行為の一つである。

要するに、判決は、党組織、政府、社会組織、公務員、軍隊、警察官及び全国民による法の適切かつ公平な執行を保障するために、司法手続を通じて起案される。

例えば、シーがポンのバイクを盗み、警察に逮捕され、公判で、シーは、1年間の懲役、500,000 キップの罰金に処せられ、ポンへのバイクの弁償を命じられたとする。この場合、裁判所の判決は、シーに対して法律及び判決の厳正な履行を強制する命令であり、それを回避することは不可能である。

判決は、特に裁判所の宣告を待つ訴訟当事者にとって非常に重要である。さらに、判決は、懲役や無期懲役を決定する刑事事件、国家当局と個人間の民事事件、及びその他の事件に関連して、裁判制度に対する社会の信頼を高める。裁判制度に対する非難を避け、裁判制度に対する社会的信頼を高めるために、争点に関する分析及び判決は、正確で、完全で、合理的理由のあるものでなければならない。

判決は、社会に奉仕し、国民の権利、利益、自由に関連する重要な社会的事項を統制する裁判官の功績及び資質を証明するものであるため、社会の利益に関わっており、社会によって監視されている。

よく起案された判決は、学者、学生、知識人、次世代の裁判官の参考となり、社会の法意識向上に寄与するものであり、裁判官の誇りである。

第2 判決の種類

判決には、民事判決及び刑事判決がある。

民事判決には、商事、家事及び少年事件に関する判決を含む。

1 民事判決

民事判決は、所有権、財産、相続、契約及び法に定めるその他の事項に関する民事紛争の解決に当たり、裁判所が下した裁決である。

商事、家事及び少年事件は、通常、民事事件の一種であるが、それらの判決の内容は、通常の民事事件のものと多少異なる。

民事判決は、以下の項目で構成される。

- － 国家紋章
- － 国家標語
- － 裁判所、裁判官合議体構成員、廷吏の氏名、事件簿参照番号、判決の参照番号、作成日及び作成場所
- － 訴訟当事者の氏名、年齢、国籍、職業、住所、及び代理人がいる場合は代理人
- － 争点
- － 裁判所
- － 事件の詳細
- － 裁判所の分析（争点、裁判費用及び法律の適用条項に関する裁判所の意見）
- － 判決
- － 裁判長及び廷吏の署名

2 刑事判決

刑事判決は、法律に基づく裁判所の審理、判決のため、検察官が行った訴追に関して裁判所が下した裁決である。

刑事判決は、以下の項目で構成される。

- － 国家紋章
- － 国家標語
- － 裁判所、裁判官合議体構成員、廷吏、検察官の氏名
- － 事件及び判決の参照番号並びに日付
- － 公判期日、判決言渡し期日及び場所

-
- － 民事原告（いる場合）、被告人、弁護士又は他の被告人（いる場合）の氏名、年齢、国籍、職業及び住所
 - － 罪名、勾留又は仮釈放の日付、場所
 - － 裁判所
 - － 事件の詳細
 - － 被告人の行為に関する評決及び宣告
 - － 証拠品に関する評決
 - － 民事賠償及び裁判費用に関する評決
 - － 犯罪に適用される法律の条項
 - － 裁判所の判決
 - － 裁判長及び廷吏の署名

民事判決及び刑事判決の構成及び主要項目には、共通点及び差異がある。各事件には一定の特徴があるものの、民事判決及び刑事判決の内容・構成の共通点は、以下のとおりである。

- － 判決の構成が類似している。
- － 訴訟当事者の氏名、原告、被告の身上、紛争事項又は罪名
- － 事件の対象物
- － 裁判所の導入部分
- － 裁判所の評決（事実及び被告人の行為、刑事責任、民事責任（存在する場合）、裁判費用及び法律条項に関する裁判所の意見）
- － 判決並びに裁判長及び廷吏の署名。

第3 判決起案の基本的条件

判決が公平かつ適正で、社会に受け入れられ、支持され、信頼されることを保障するために、判決は、以下の基本的条件を満たさなければならない。

1 裁判官の技術、能力

裁判官の技術は、正確かつ公平で、適切に構成された判決を起案する上で重要な要因である。裁判官は、法令に従って、事件の事実を特定し、判決を起案する。

裁判官に必要とされる知識、技術は、以下のとおりである。

- － 法律に関する知識
- － 真実を特定する経験
- － 事実に基づいた認定を表す表現力・文章作成能力
- － 争点などに関する完全な、広範囲にわたる、かつ包括的な分析能力

2 事件簿の証拠

裁判所は、事件簿に編てつされた証拠に基づいて事実を分析する必要があるため、事件簿の証拠は、効果的かつ効率的に判決を起案するために役立つ。したがって、証拠は、その分析が容易に行え、適切かつ公平な判決を保障するために、正確かつ完全で、信頼性の高いものでなければならない。証拠があいまい、不明確かつ不正確なために判決を下すことが困難な場合、事件担当の裁判官は、事件の事実を分析し、争点を特定するために情報を収集し、関連性のある、完全かつ客観的な証拠を提供しなければならない。

さらに、事件の当事者は、裁判所が追加情報を必要とするときには証拠を提出し、協力することが求められている。

3 判決の起案方法

事件の審理は、人民裁判所法第7条に定めるとおり合議で行う。裁判官合議体は、協力し合い、判決がすべての面において法律を遵守していることを保障する。

さらに、合議体及び裁判長は、判決を印刷し、訴訟当事者に配布して公開する前に、主任裁判官が起案した判決案につき合議して完成する。判決案を検討するに当たり、分析部分及び判決部分を調和させ、それにより適切で正確かつ理解しやすい判決を起案するため、裁判長は、事実の分析部分の言葉遣い、表現及び文章をよりすぐり、法の適用を検討する。

さらに、廷吏は、印刷技術の監視、印刷、文法的間違い、押印の見直し、校正及び担当業務内の他の事項について責任を負う。

4 その他の条件

上記の条件に加え、判決の起案は、「適用条項が完全で、適用時に施行されているものでなければならない」、「裁判官が法律、特に改正法を適時に参照できるよう、適切な職場環境を保障しなければならない」などの条件も満たさなければならない。

また、参考になる情報源及びマニュアルは、裁判官の判決起案に役立つ。

いずれの場合も、判決の起案は、十分な合議と検討をしないまま拙速に判決することを避けるため、適切かつ十分な時間を要する。

第2節

民事判決起案において留意すべき主な目標

民事判決は、一般的事項として、司法当局である裁判所の役割について国民の理解を高めるために起案するが¹、判決起案に当たり留意すべき主な目的は、次のとおりである。

¹ 憲法第79条

1 訴訟当事者

判決の主な目的は、訴訟当事者の権利及び利益を保護することである。訴訟当事者が裁判所の判決に含まれる事項を理解するために、判決は、訴訟当事者の見解について詳しく述べ、裏付け証拠及び法律にのみ基づいた理由を説明しなければならない。これにより、訴訟当事者は、裁判所の判決が法律に基づいていることを認識でき、判決に対する（不要な）控訴を避けることができる。

2 上級裁判所

判決は、上級裁判所が、下級裁判所の下した判決の適正さを理解し、その判決を支持できるように起案しなければならない²。控訴又は判決破棄の申立てがあった場合は、上級裁判所は、下級裁判所が判決を下すに当たり参考にした証拠、理由及び法律を検討し、さらに、下級裁判所が訴訟当事者及び第三者の申立てを適切に、完全に、徹底的に、かつ客観的に審理したか否かを検討する必要がある。

3 判決の執行

判決の起案は、適切さ、明確さ及び効率性に加え、判決執行官が容易に理解でき、執行できるように考慮しなければならない。

4 裁判官

判決の起案に当たり、裁判官は、その判決が他の裁判官及び将来の裁判官の教訓、見本となるよう、判決の適正さを検討しなければならない。裁判官は、判決に不備がないよう、判決案を十分に吟味して是正し、改善しなければならない。

5 国民

判決起案のもう一つの重要な目的は、判決の正確性、合理性、及び社会的容認に関して国民の理解を促進し、公正さを保障し、国民の法意識を高め、判決執行において国民の協力を得ることである³。

² 人民裁判所法第14条

³ 人民裁判所法第8条

第2章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続

判決は、情報、証拠及び事件簿に綴じられた全記録の検討、公判における審理及び合議体が下した決定の結果であり、口頭弁論終結時の担当裁判官の知識及び能力を証明するものである。判決を起案することにより、事件に関する理解、情報及び証拠の収集、情報及び証拠の包括的な評価が明らかになり、網羅的かつ客観的な判決の起案により、訴訟当事者及び第三者の判決に関する理解が促進される。

明確な判決を下すためには、幾つかの条件を満たしながら完全かつ網羅的で客観的な情報及び証拠を収集し、整理し、適切な手順を踏まなければならない。

第1節 訴状提出

第1 概説

訴状の提出とは、自らの権利が侵害された者、又は他人の正当な権利及び利益を保護する者が、法律に基づいた裁判所の審理及び判決を求めて訴状及び証拠を提出することである。

第2 訴状とは

訴状は、個人、組織又は企業が裁判所に訴えるために提出する書類及び証拠であり、権利及び利益を侵害された被害者について記述する。訴状の目的は、以下のとおりである。

1 請求の訴え

被告との紛争解決を裁判所に請求するために原告が提出する申立てである。

例えば、ソムサクシが、消費貸借契約に違反したという理由でソマニーに対し 2,500 万キップの貸金返済、その他の紛争事項の解決を請求するために訴えを提起する。

2 形成の訴え

被告に対し、土地を保有し使用する権利を主張する訴え、又は父親に親権及びその他を求める訴えなど、裁判所に、所有権、認知などの認定を求める訴えである。

3 確認の訴え

文書の真正性、又は土地権利書への損害、個人の失そう、死亡などの確認・証明を裁判所に請求する申立てである。

改正民事訴訟法第 66 条は、訴状の主な内容を以下のように定めている。

- － 訴状の提出先である裁判所名
- － 原告、被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人の場合は、その登録された所在地

及び代表者の氏名が必要である。

- － 申立ての原因となった出来事及び裁判所が審理すべき証拠
- － 請求額
- － 事件に関係するその他の文書及び訴状添付書類

訴状は、原告又はその代理人が、署名又は親指で指印し、裁判所が捺印し、事件に応じて裁判費用法に定める金額を支払わなければならない。

代理人がいる場合は、適切な委任状も提出しなければならない。

第2節

答弁及び反訴

第1 答弁とは

答弁とは、被告が裁判所に提出する文書であり、原告の請求が真実でない、又は原告が不当な損害賠償又は資産を請求しており、又は事実が不完全で裁判所が適切に事件の審理を行えないと認められる場合に原告の請求に対する答弁を提示するものである。

被告は、証拠及び証人をもって十分に正当化できる答弁を提出すべきである。

第2 反訴とは

反訴は、原告が契約に違反し、又は、被告に対して未払の負債があると認める場合に、被告が自らの権利及び利益を守り、裁判所に審理を請求するために書面で反訴の申立を行うことをいう。

例 原告がバイクの返還を求めて被告を訴えた場合に、被告は、原告に対し、バイクの維持費 300 万キップの支払を求める反訴を提起し、裁判所に同時審理を求めることができる。

第3 答弁及び反訴の内容

訴訟当事者が提出する訴状、答弁書及び反訴の目的及び内容は、裁判所が事件を審理するに足りるものでなければならない。

1 目的

(1) 答弁の目的は、原告の請求を被告がすべて若しくは部分的に認めるか否か、又は、原告の主張を否認するか否かを回答することである。

例 トンケンは、その車両の車両修理代としてマイケンに 1,000 万キップの損害賠償を請求する。マイケンは、トンケンの車に損害を与えたことを認める。

- － 損害賠償には同意するが、その賠償額を一括払いすることは不可能である。
- － 車に損害を与えたことを認め、責任の一部を負うことに同意するが、損害額については争う。

-
- 一 車が損害を受けたことは認めるが、その損害に対して責任があることは否認する。
- (2) 反訴の目的は、原告に対して被告の権利又は利益を認めること、又は、被告に対する義務を履行することを裁判所が命令するように請求する被告の意図を反映している（上記第2の反訴例を参照）。

訴訟当事者の目的は、明確、正確、簡潔で、合議体が争点のすべてを審理するに十分でなければならない。

2 原因

答弁及び反訴の根拠は、原告の訴えである。したがって、被告は、原告の債務不履行等のために侵害された自らの権利及び利益を守るために、答弁又は反訴の形で返答する権限を有する。

例 カムディーは、ボンミーに対し、賃貸契約の満了日に土地及び家屋を明け渡すことを請求する。しかしボンミーは、カムディーの妻が既に賃貸料を前もって受領したと答弁し（答弁の理由）、さらに、カムディーが主な修理（新しい屋根）を請け負うと言ったにもかかわらず修理代を支払っていないと主張した。したがって、明渡しに応じるには、カムディーがまず修理代を支払う必要がある（反訴の理由）。

* 注意点（第1節、第2節について）

裁判所は、訴状、答弁書、反訴及び訴訟当事者が提出する書類が裁判所の定める書式、内容と一致しているか否かを確認しなければならない。訴状、答弁書及び反訴は、裁判所の定める書式⁴でなければならないため、書類の受付担当者は、訴状、答弁書、反訴が裁判所の規定と一致しているか否かをチェックしなければならない。

訴状が裁判所の定める書式でない場合、裁判所は、訴訟当事者に裁判所で定められた書式を入手し、必要とされる情報を訴状に記入することを指示する。

訴状が裁判所の定める書式で作成された場合、訴状を受け取った職員は、提出された書類が法律の規定に従って不備がないか否かをチェックし、裁判所の事件登録簿に受理記載をする。その後、民事、商事、家事又は少年合議体など、どの合議体が紛争事項を審理する権限があるかを検討するために訴状を裁判所長に提出する。裁判所長は、担当書記官に事件簿を交付し、書記官は、民事合議体が被告の答弁又は反訴を審理できるよう⁵被告を召喚する。書記官は、被告を召喚して令状を渡し、答弁又は反訴のための期間を定める。答弁書又は反訴を受領した後、民事合議体の裁判長は、審理及び証拠収集のため事件を担当する裁判官又は判事補を任命する。

第4 請求の認諾、自白⁶

これは、被告が原告の請求をすべて又は部分的に認める場合である。例えば、原告が被告に対して貸金 500,000 キップの返済を請求する。被告は貸金の受領を認め、原告に返

⁴ 訴状、答弁書及び反訴はその使用、内容を統一するため、最高人民裁判所がその書式を定める。

⁵ 審理に移るとは、紛争が訴訟事件になったことを意味する。

⁶ 訳注：ラオスでは、「請求の認諾」と「自白」との区別がない。

済することに同意する。この場合、裁判所は、被告が原告の主張を認めて自白しているとして、証拠調べを行うことなく判決を出すことができる。したがって、裁判所は、調査を行い、追加証拠を収集する必要がなく、紛争事項に該当する法令を適用するのみである。

被告が 300,000 キップのみの債務を認めた場合は、裁判所は、被告が認めた部分については審理する必要がなく、原告は、裁判所の審理のために自己の請求を裏付ける証拠を提出しなければならない。

第5 訴えの取下

原告は、裁判所に提出した訴えの全体、又は、一部を取り下げることができる。原告が訴えを部分的に取下げた場合、裁判所は、取下げされていない部分のみを審理する。

例 カムがカオに対し、土地一区画及びバイクの所有権に関する請求を提起するが、手続中に、カムは、バイクに関する請求を取り下げる。この場合、裁判所は、土地の所有権に関してのみ審理し、判決を出す。

原告が請求全体を取り下げた場合、離婚事件の場合を除き、事件は終了する。

原告が訴えをすべて取り下げた場合、裁判所は、原告が再度変更しないように訴えを消滅させる命令を発しなければならない。この命令が発せられると、事件は終了したものとみなされる。

離婚事件の場合は、原告が訴状を取り下げ、裁判所が事件を消滅させる命令を発した場合でも、原告は新しい訴状を再度提出することができる。裁判所は、婚姻関係を確立させ、終了させる権利を制限する権限がないため、法律に基づきその訴状を受理し、審理し、決定を下す義務がある。さらに、この問題に関する個人の権利は強制することができず、一方の配偶者が共同生活を継続する意思がない場合、裁判所は、社会秩序の維持のため婚姻関係の解消を検討しなければならない。

被告が裁判所に反訴を提出した場合、原告の場合と同様にそれをすべて又は部分的に取下げることができ、裁判所は、上記の原則を厳密に適用しなければならない。

第3節

訴状受理、審査

原告が裁判所に提出した訴状は、改正民事訴訟法第 66 条の規定を遵守していない場合を除き、受理しなければならない。

訴状審査で不備があるとして受理されなかった場合、原告にその旨通知し、是正のための期間を与えなければならない。原告が期限内に訴状を是正しなかった場合、裁判所は、訴状を原告に返却する。

訴状を受理したとき、裁判所は、事件に対する管轄を有するか否かを確認しなければならない。

管轄を有すると認められ、訴状が法律に従って提出された場合、被告が答弁又は反訴を準備できるよう、訴状を被告に送達する。

裁判所の調停を通じて紛争が解決しない場合、裁判所は、改正民事訴訟法第70条に定める期限内に手続を進め、調査を実施し、証拠を収集して審理し、公判で判決を下す。

第4節 裁判官の権利及び義務

事件簿を受領した後、裁判官は、当事者が提出した訴状、答弁書又は反訴状がある場合は、それらを審査し、争点を特定しなければならない。担当裁判官は、両当事者に対し、各争点に関する自己の主張を裏付ける証拠を提供するよう指示し、更に調査が必要な争点を特定しなければならない。明確にする必要がある点については、当事者及び証人を召喚し、対質及び調停を行う。

第1 調査方法

担当裁判官は、訴状を精査し、訴状に含まれる各争点を特定し、それらに優先順位をつけ、被告が認める事項及び争う事項を識別しなければならない。被告が争う点に関しては、原告は、裏付け証拠を提出しなければならない。

原告が証拠を提出した場合、被告は、自己の主張を裏付ける証拠を提出しなければならない。

当事者が証拠を提出したとき、事件審理の担当裁判官は、紛争の解決のために追加情報及び証拠を求める義務を負う。

例 カム（原告）は、セング（被告）に対し、自動車修理代として1,000万キップの賠償金を請求する訴えを提起した。審理すべき争点は、以下のとおりである。

- － 原告が請求する権限を有するか否か。
- － 当事者間でどのような契約が結ばれたか。
- － 支払に関してどのような合意がなされたか。
- － 被告は原告の請求をどの程度認めているか。

被告が原告の請求を認諾した場合、追加証拠は必要でない。

反対に、被告が原告の請求すべてについて争う場合、原告は、自動車修理代金請求権の存在を裏付ける証拠を提供する必要がある。

被告が、請求の一部についてのみ争う場合は、審理担当裁判官は、被告に対し、請求書、債務返済記録などの裏付け証拠を提出することを指示する。

第2 紛争事項の特定

紛争事項を特定した後、証明が必要な争点及び証拠を特定しなければならない。

事件の審理担当裁判官は、明確な計画に基づき、必要な証拠、証言、各当事者への尋問事項の一覧表を作成しなければならない。

例 カム（原告）は、センに対し、遺産の一部（水田）を請求する訴えを提起した。

センは、水田は相続したものではなく、購入したものであると主張した。この場合、

当事者に以下の点を質問しなければならない。

原告に対する質問事項：

- － 争われている土地区画の元の所有者。
- － その土地の取得方法，その証拠。
- － 土地に含まれているもの。
- － 両親の死亡日。
- － 何名の兄弟が相続権を有するか。
- － その土地を以前に相続人の間で分割したか否か。

被告に対する質問事項：

- － その土地の取得方法，その証拠。
- － 土地を購入した場合，売手はだれか。
- － 販売契約があるか否か，など。

第5節

尋問及び証拠収集

第1 尋問

1 尋問方法

尋問は，適切で完全かつ客観的な証拠を収集するため，原告，被告，証人，第三者及びその他の訴訟関係者に対して行う。

裁判所長が審理担当裁判官に事件簿を渡したとき，審理担当裁判官は，事件の審理，判決前に，尋問及び証拠収集の準備を行う。

尋問は，当事者，証人及びその他の事件関係者から供述を取り，又は対質を行わせて実施する。供述を取るに当たり，裁判官が質問し，廷吏が記録する⁷。

尋問に当たり，裁判官は，供述者と審理中の紛争との関係を確定するため，供述者の身上についてまず尋問しなければならない。

質問は，主に事件の事実に関係する内容で，中立的，建設的かつ公正に，また被尋問者の信頼が得られるようにしなければならない。

証人尋問では，紛争又は事件の事実に関係ない事項は考慮せず，記録すべきではない。証言が訴訟物と無関係である場合，裁判官は，訴訟物と関係のある回答が得られるように質問をしなければならない。裁判手続上の当事者，証人又は手続関係者への尋問は，訴訟物の範囲内で，必要に応じた完全なものであることを保障するため，あらかじめ決められた事項に基づいて十分に準備しなければならない。

審理担当裁判官は，紛争の主要事項及び争点を把握し，質問を順序立てて行わなければならない。

⁷ 民事訴訟法第73条

例 カム（原告）は、カオ（被告）に対し、土地使用权を請求する訴えを提起する。この時点で、原告に尋ねるべき主な尋問事項は、原告の土地使用权が何であるか、そして原告が土地使用权を請求する権利を有するか否かを確認することを目的とする。土地使用权をいかにして、いつ獲得したか、そしてその証拠の有無・内容について質問をすることができる。つまり、尋問は、法的権利についてのみ集中して行わなければならない。

2 供述書

供述書は、裁判所内外で裁判官が当事者に質問し、廷吏が事件の審理及び判決の証拠として供述を記録して作成した文書である。

供述書は、事件簿に編綴される重要な証拠であり、裁判所の適切かつ合法的な判決の基礎である。したがって、裁判官は、当事者からの異議を避けるため、法律に定める供述記録手続を必ず遵守しなければならない。

記録すべき主な情報は、裁判所名、日時、裁判官及び廷吏の氏名、供述者の氏名及び身上であり、所定の印刷された用紙に記入する。

供述を記録した後、裁判官は、供述者に供述書を読み上げ、又は供述者に供述書の閲覧を許可しなければならない。その後、手続参加者全員がその供述書の各ページに署名し、親指で指印する。

18歳未満の児童、ろう啞者、又は精神障害者から供述を得た場合、供述者を証明するためにその保護者の署名及び親指の指印が必要である。

供述書の表現を訂正し又は追加した場合は、裁判官、廷吏及び供述者は、訂正箇所又は追加箇所の横に署名し、親指で指印しなければならない。

供述者が署名、捺印を拒否した場合、裁判官は、供述書の最後にその旨を追記する。

第2 証拠

1 証拠とは（改正民事訴訟法第16条）

証拠とは、裁判所が、訴状、答弁書又は反訴の根拠となった事実及び事件の適切な判決を下す重大な根拠となる他の事実を特定するための情報である。

証拠は、裁判官の心証に基づいて正当な事実を認定するために使用する。

例 供述書、契約書、支払記録、領収書、土地権利書、遺言書、譲渡契約書、所有権譲渡契約書、不動産分割覚書など

2 証拠の重要性

証拠は、当事者にとって最も重要である。一方の当事者に義務の履行を請求する当事者は、自らの請求を裏付ける完全かつ確固たる法的証拠が必要である。したがって、法律文書による証拠又は争われている権利を発生させた事実を裏付ける証拠を裁判所に提出した場合のみ、裁判所は、当該権利を認定できる。

反対に、完全な証拠がなく、債権者が債務者に（十分な反証がないことに）依存している場合は、債務者が権利保有者の請求を認めない限り、裁判所は、権利を認めることができない。

3 証拠の種類

改正民事訴訟法第17条は、民事、商事、家事及び少年訴訟の証拠として、物証、書証及び人証があると規定している。

物証は、車両、柵、収穫物など、紛争に関連した物である。

書証は、権利書、契約書、写真、財産目録、その他紛争に関連する書類である。

人証は、当事者の供述、証人の供述及び証言、事件に関連した手続関係者の供述である。

宣誓は、それを重視する社会的風潮により、かつては紛争解決で重要な役割を果たしていたが、証拠とは見なされない。手続の過程で、両当事者が宣誓することを提案した場合、裁判官はそれを妨害せず、当事者に宣誓させるべきであるが、改正民事訴訟法第68条に定める場合は、訴えを取り下げを当事者に指示しなければならない。

第3 証拠提出の目的及び義務

証拠提出の目的及び義務は、密接に関係してはいるが、異なる事項である。

証拠提出の目的は、「何を証明しなければならないか。」という問いへの答えであり、証拠の提出義務は、「だれが立証責任を負うか。」という問いへの答えである。

1 証拠の目的

証拠の目的は、紛争事実、事件に関連した事実であり、事実のみが、証拠の本質である。

訴訟を審理するに当たり、裁判官は、事実及び適用法条の構成要素を特定し、当事者が主張する事実が該当する法令を適用する。

実務上、一方の当事者が訴えの中で法的根拠を示し、もう一方の当事者が法的根拠を示さない場合、これは単に意見の提示であり、それを審理の重要な根拠とみなしてはならず、原告又は被告の方がもう一方の当事者より確固たる証拠を有しているとみなしてはならない。さらに、裁判官は、法律条項を適用し、事実を適切に評価する義務を負う。

例 カムは、ソンに対し、濃縮ミルク 20 カートンの支払 300 万キップを請求する訴えを提起した。この紛争は、ソンがカムに対して当該支払をしなかったため発生した。したがって、販売契約などの取引を証明する証拠が必要である。

2 直接証拠及び間接証拠

(1) 直接証拠

直接証拠とは、証拠の証明対象が、当事者の主張する法律上の権利の存否に関する事実を直接証明する証拠である。

例 ある当事者による口頭又は書面による契約上の誓約は、書類上の当事者の署名

により直接証明しなければならない。

(2) 間接証拠

間接証拠とは、証拠の証明対象が、当事者の主張する法律上の権利の存否に関する事実ではないが、これを推認させる事実を証明する証拠である。すなわち、証明すべき事実の直接証拠は提示されていないが、同様の、又は、関連事実が推論によって認定できるものをいう。

例 カムは、カオから土地を借りていると主張する。しかし、カオは、カムとの土地賃貸契約は存在しないと主張する。賃貸借契約を証明する賃貸借契約書は存在しないが、調査の結果、カムから計 500 万キップの 10 年間分の領収書が発見された。事実、カムは、既に標準的な店舗を建設しており、3か月前より営業してきた。つまり、領収書の存在及びカオから何ら抗議されることなくこの土地で建設工事が行われた事実が間接証拠であり、両当事者間で賃貸契約が結ばれたと認定できる。

3 証拠提出義務

改正民事訴訟法第 20 条は、当事者は、訴訟で証拠を提出する義務を負うと定めている。原告は、その請求の根拠となる事実を裏付ける証拠すべてを提出する義務を負う。被告は、その答弁又は反訴の根拠となる事実を裏付ける証拠すべてを提出する義務を負う。裁判所は、原告の訴えを審理する前に、原告が、十分に、確固たる証拠を有しているか否かを審査しなければならない。訴えに十分な裏付けがない場合、裁判所は、原告に証拠提出を指示する。その請求を裏付ける証拠がない場合は、裁判所は、訴えを審理しない。

原告又は被告が提出した証拠が不十分である場合、裁判所は、追加証拠の提出を指示し、又は、職権で若しくは当事者の請求により、証拠を自ら収集することができる。

原告は、訴状でその請求の根拠となる事実と言及する。被告が反訴を提起し、又は請求を否認した場合、原告は、立証責任を負う。原告が自らの請求を裏付ける証拠を提出した場合、被告は、原告の請求を否認する権利を有するが、その場合、その否認を裏付ける証拠を提示しなければならない。この段階で両当事者は立証責任を負う。

例 原告は、被告に対し 1,000 万キップの貸金返済を請求する訴えを提起する。被告は、500 万キップのみを借りたことを認める。貸金契約書は作成されていなかった。この場合、原告は、請求金額を実際に被告に貸した事実の立証責任を負う。反対に、原告が契約書を提出し、被告が原告から借金をしたことを否認した場合、後者は、その主張を裏付け、原告の証拠を却下する立証責任を負う。

第 4 証拠の優先順位

事件担当の裁判官は、原告の請求、被告の答弁及び反訴の内容を事項別に区別しなければならない。両当事者が共通に認めた事実については、証拠調べをしてはならない。

争いのある請求については、裁判官は、裏付け証拠を提出するように当事者に指示するほか、当事者への追加尋問が必要な争点のリストを作成する。追加尋問が必要な事項

とは、争点、紛争の事実に関する事項であり、審理にとって非常に重要な事実の証拠である。紛争と無関係な事項に関する尋問は必要ない。

例 カム（借家人）及びカオ（家主）間の賃貸契約の違反に関する紛争の中で、証拠が提出された場合、カオの所有家屋数、その財政状況又は人格に関する事項は、賃貸契約の締結において法的に必要な事項でなく重要でないため、質問しない。

第6節

証拠調べ及び評価

第1 証拠調べ

裁判官は、適切、完全でかつ客観的な審理及び判決を保障するため、当事者又は第三者（組織の場合もある）にその所有する証拠の提出を指示する権限を有する。

当事者は、裁判官から指示がない場合でも、その主張する事実を証明する証拠を提出する権限を有する。

最も重要なことは、裁判所に提出された証拠は、事件の事実と直接関連し、提出者の請求に有利なものでなければならない。

証拠を請求するに当たり、事件担当の裁判官は、紛争の種類に基づき、事件と直接関係し、法的重要性を有する証拠を求めなければならない。事件の事実と無関係の証拠の提出を求めてはならない。

例 原告及び被告は、各紛争における重要な証拠として下記の証拠を提出しなければならない。

- － 契約違反に関する紛争：契約書、請求書、領収書、支払記録
- － 相続紛争：遺言書、譲渡契約、相続証明及び不動産分割記録など
- － 損害賠償：治療費、車両修理費の請求書など、被告が原告に損害を及ぼした事件を証明する文書
- － 土地紛争：土地権利書、土地使用権証明書、所有権譲渡証明書
- － 不動産の所有権に関する紛争：当該不動産の権利書
- － 離婚紛争：婚姻日、子供、子供の年齢、共有財産、個別財産及び債務の有無に関する情報

第2 各紛争に必要な証拠請求

各紛争の種類に応じて下記の証拠を収集しなければならない。

① 貸金契約

- － 契約書（担保付又は担保無し）
- － 請求書
- － 約束手形又は支払記録
- － 同意に基づく立会人

-
- 行政機関の契約証明書
 - 公証人による契約の公正証書など
 - ② 販売契約
 - 契約書
 - 商品配達記録
 - 商品配達証明
 - 支払記録など
 - ③ 相続
 - 不動産の所有者
 - 不動産の構成，所在地及び過去の分割
 - 不動産に関する夫婦間の個別資産，共有資産
 - 相続人数
 - 不動産所有者の死亡日
 - 不動産の管理など
 - ④ 損害賠償
 - 損害の原因となった事件
 - 確定罪
 - 適切に証明された実際の被害
 - 当事者及びその他の者との和解
 - ⑤ 婚姻関係
 - 婚姻
 - 離婚原因
 - 個別資産
 - 共有資産
 - 子供
 - 債権，債務など

上記の例は，必要な予備情報及び証拠である。紛争が発生した場合，上記の必要不可欠な証拠を入手しなければならない。しかし，事件の正確かつ明確な把握のために，追加の証拠が必要な場合もある。上記は，単に一般的な紛争における証拠の例であり，実際の訴訟では，多くの事実及び争点を特定しなければならず，そのために完全かつ明確な証拠が必要である。最も重要なことは，証拠を請求するに当たり，事件の明確な把握が目的であることを常に重視することである。

＊ 調査手段

通常，主張する当事者が，自己の請求を裏付ける証拠を提出する義務を負う。

対審主義⁸に基づき，当事者は，自ら証拠を収集する義務を負う。確固たる証拠がな

⁸ 訳注：ここは、「弁論主義」の概念に近いが，対審の原則を特に重視するフランスの影響が強いせいも，ラオスではこれを「対審主義」と呼ぶようである。

ければ、その当事者は敗訴するであろう。ただし、改正民事訴訟法第20条第5項は、原告又は被告が提出した証拠が不十分である場合、裁判所は、追加の証拠提出を当事者に求め、又は、職権で若しくは当事者の請求により証拠を自ら収集することができる」と定めている。

＊ 争点

対審主義は、裁判官が事件を審理し、判決を下すに当たり、非常に便利である。当事者が裁判所に提出した証拠以外に、裁判官は、判決の根拠となる他の証拠を採用し、又は、自らの意見に基づいて判決を下す権限を有しない。さらに、裁判官は公平性を保たなければならない。

例 カムは、「2005年11月2日付けの販売契約に基づき、カオがカムからバイクを購入したが、未払のままである。」と主張する。

カオは、「既に支払済みであり、適切な領収書が発行された。」と主張して争う。

裁判官は、両当事者が提出した証拠のみを審理し、証拠の適切な評価に基づいて分析し、証拠に基づいて判決を下さなければならない。

第3 証拠評価

＊ 証拠評価の概念

証拠評価は、当事者が提出した事実の真実性を確認する裁判官の知的作業である。ただし、事実は事件ごとに異なるため、事実認定のために証拠を評価するには注意が必要である。

証拠評価は、当事者の主張を裏付けるものとして提出された各種の証拠を法的原則に照らし合わせて分析・検討した結果に基づく裁判官の判断であり、その限度で裁判官に一定の裁量があるといえる。

証拠評価に基づき、事件の事実を認定する。つまり、当事者が自らの訴え、答弁又は反訴を裏付けるために提出した書証の真の意味を特定するために、事実の法的根拠及び提出された書証の趣旨を分析検討する。

例 原告及び被告の間で不動産の担保付き貸金契約が結ばれた。しかし、両当事者は、土地及び家屋の委託販売契約を結び、被告は、利子を原告に支払った。この場合、被告がその不動産を原告に売却したとする原告の主張は、貸金の取引が両者間にあったので間違っている。このように、裁判官は、事件の真実を特定するために、詳細に、徹底的に、かつ客観的に事件の事実を分析しなければならない。

第4 証拠評価における裁判官の権利

改正民事訴訟法第78条に基づき、当事者、証人及び関係者から証拠を収集した後、裁判官は、適切に事実を把握し、該当する法律条項を適用するため、証拠を分類し、比較し、評価しなければならない。

改正民事訴訟法第31条に定めるとおり、法律が、技術的問題について証明するために

鑑定人の任命を認める場合でも、鑑定書及びその結論は裁判官を拘束せず、裁判官のみが証拠を評価することができる。

裁判官の任務は、当事者に対して適切かつ公正な判決を下すことであり、証拠評価は裁判官の重要な任務の一つである。

例 交通事故において、シンの車がカムの車と衝突した。現場検証により、シンが交通規則に違反したため衝突した、と結論付けられた。しかし、事件簿の情報及び証拠を検証した後、裁判官は、カムが交通規則に違反したと判断し、その評価に基づいて判決を下すことができる。

第7節

第一審における事件の審理

第1 意義及び審理における一般規則

裁判所による事件の審理及び判決は、民事訴訟において重要な手続である。この手続では、証拠調べ、証拠の評価、事実認定、当事者の権利及び義務の告知並びに事件の真実及び法律に基づいた判決の言渡しが含まれる。第一審の審理では、直接、口頭弁論を行い、事件に応じて公開又は非公開にし、継続的に、そして合議体の構成裁判官を変更することなく実施しなければならない（改正民事訴訟法第82条）。

一 直接主義

「直接」とは、審理は、当事者の立会いの下、裁判長1名を含む3名の裁判官で構成される定数の合議体（改正民事訴訟法第7条）が、公判で直接実施しなければならないという意味である。

当事者が公判に出頭しない場合においても、裁判所は、判決を下すことができる場合があり、その判決は、欠席判決とみなされ（改正民事訴訟法第89条3項）、直接審理とみなすことができる。通常、直接審理は、公判における当事者の参加が必要であり、欠席判決を除き、電話、ビデオテープなどによる審理は許可されない。

一 口頭主義

審理は口頭で行わなければならない。当事者及び公判の参加者は口頭で尋問されなければならない。しかし、当事者、又は他の参加者が口頭で供述できない場合は、通訳人を介する（改正民事訴訟法第9条）。

一 公開審理

通常、公開審理とは、いかなる者がいかなる時でも審理を傍聴することができる、という意味である。しかし、事件によって、訴えが、性犯罪、名誉毀損等、個人の秘密及び治安、社会秩序に関係した政府機密、軍事機密など国家機密に関係している場合は、裁判所は、一般人が審理を傍聴することを許可せず、非公開で審理しなければならない。合議体は、審理を公開するか非公開にするかを決定する。当該機密事項が適切に審理されたとき、事件の他の非機密事項は、公開して審理することができる。

いずれの場合も、判決言渡しは、法廷で公開しなければならない。

ー 定期的かつ継続的審理

各期日の翌日に、同じ合議体による審理を再開することができる。合議体の構成は変更できない。合議体の構成を変更せざるを得ない場合は、審理は最初から行わなければならない（改正民事訴訟法第 82 条第 6 項）。

第 2 裁判所の事件審理規則

民事訴訟の審理及び判決過程は、次の 4 段階に分類される

- ー 公判の準備
- ー 公判における審理
- ー 公判における口頭弁論及び検察官の陳述（出席している場合）
- ー 裁判所による判決言渡し

1 公判の準備

(1) 第 1 回公判前の準備

準備段階は、合議体が裁判官席に着く前の段階である。この段階では、裁判官は、公判の途中で問題が起こらないよう手続の順序を監督する義務を負う（seat taking）。この段階で、裁判所は、次の点を重視しなければならない。

- ー 合議体が事件を審理する管轄を有するか否か。
- ー 公判参加者の立会いの下、訴訟対象について審理することができるか否か。
- ー 利用可能な証拠に基づいて判決を下すことができるか否か。

任命された裁判官は、上記の問題を審理し、報告しなければならない。その報告の中で、公判中に当事者に提起する問題を準備する参考として、認諾の有無、争点、自白事実、争われている事実及び疑わしい証拠を明白に特定しなければならない。

公判準備段階で重要な事項の一つは、当事者又はその代理人が出頭しなかった場合に、準備手続を行えるか否かである。

裁判所の召喚状が適切に受理されたか否か未確認のとき、又は、病気や旅行で事件の当事者及びその代理人が公判に出頭しなかった場合、公判は延期しなければならない。

関係当事者の欠席が十分に正当化できないと裁判所が判断する場合、又は、欠席者がその欠席中に手続を進行させるよう裁判所に請求していた場合は、当事者が出席していた場合と同様に判決を言い渡すことができ、当事者はそれに対し異議を申し立てることはできない。控訴事由は、重大な事実誤認及び裁判所の管轄違いについてののみである（改正民事訴訟法第 89 条第 2 項）。

(2) 公判準備

予定されていた時刻に、民事合議体の裁判長は、公判を開始し、審理の対象である事件について述べる。その後、合議体は、その構成員、検察官、代理人、鑑定人、通訳人及び廷吏の身分について述べ、裁判官の忌避権、防御権、真実の証言義務、正確

な通訳義務など、訴訟関係当事者の権利及び義務について説明する。

各種権利の説明の後、合議体、廷吏及び検察官が忌避された場合、忌避事由の有無を検討するために公判を一時中断しなければならない。審理される事件に直接又は間接的に関係している者は忌避され、その訴訟手続に関与してはならない。忌避が正当化できない場合は、忌避を請求された者は、引き続き手続に参加することができる。しかし、忌避の請求があった場合は、その正当事由の有無にかかわらず、忌避を請求された者を事件の担当から外すことが最善である。

手続上の権利及び義務を説明した後、裁判所は、当事者及び他の関係者の請求を聴取し（追加証拠請求、公判延期請求など）、複雑な問題が生じた場合は、合議体は、評議室に移動し、当該請求に関して公判でなすべき決定について検討する。

2 公判における審理

最初に、裁判長又は受命裁判官は、審理参加者に対し、紛争及び請求について説明するため、原告の訴え及び被告の答弁、反訴の内容を要約して、事件の訴訟事項を提示しなければならない。次に、裁判所は、原告が当初の訴えを維持するか否か、又は訴えを修正し、又は、追加することを希望するか否か尋ねる。被告に対しても、原告の訴えをすべて、又は、一部認めるか否か、及び項目を追加したいか否かを確認する。当事者に対して調停により和解することを希望するか否かを尋ね、当事者が調停に同意した場合、裁判所は、調停により達した和解は、裁判所が再審理することはできず、かつ調停は法律を遵守しなければならないことを説明しなければならない。

公判の手続は、以下のとおりである。

- 一 裁判長は、まず原告に対し、訴えの理由及び争点を要約して自らの請求及び証拠を裁判所に提示するよう促す。この提示では、争点と解決案を強調しなければならない。また、原告は、原告側の第三者がいる場合、事実を確認するためにその者の供述を求める。
- 一 その後、被告に対し、事実を報告し、原告の陳述を認めるか、争うかについて意見を述べ、自己の主張を裏付ける証拠を提示するよう促す。さらに、被告は、この段階で原告に対する反訴を提出する権限を有する。被告側の第三者がいる場合、その者が陳述する。

原告、被告が陳述をした後、裁判長は、自らが決めた順序で証人及びその他の関係者を尋問する。

事件の各関係者に対する尋問に加え、当事者は、裁判長の監視の下、その許可を得て、争点を明確にするため、互いに質問することができる。

3 公判における口頭弁論及び検察官の供述（出席している場合）

証人を尋問するに当たり、合議体は、真実に関する情報を得るために、共通尋問又は個別尋問のどちらが適しているかを確認しなければならない。尋問を受けた証人は、法

廷にとどまらなければならないが、廷吏の監視、指示の下で退廷することができる。

(1) 証人尋問技術

証人は、事実に関して知識があるため、民事訴訟において重要な証拠であるとみなされる。しかし証人の事実に関する記憶の正確性は、証人の誠意、記憶力、教育レベルなど、証人固有の多くの要因に左右される。しかし、そういった要因の一部は、証人から真実を導き出す裁判官の技術にも左右される。

証人尋問は、裁判所が完全かつ包括的で客観的な情報及び証拠を収集する一助となる。

当事者及び証人が誠実に証言することを保障するため、裁判官は、当事者又は証人の尋問方法を重視しなければならない。そのために、裁判官は、紛争事項、争点及びその証拠を特定し、優先順位の高い順に尋問する重要点の詳細なリストを作成する。事件との関連性のない尋問をすることも、供述調書にそのような尋問結果を記録することも、できるだけ避けるべきである。

審理は、最初に裁判長の質問から始まり、次に合議体の他の構成員が質問する。

場合によって、当事者同士も裁判長の許可を得て互いに質問することができる。質問は繰り返し行うことができる。

証人の尋問方法には、以下の三つの方法がある。

ア 誘導尋問

誘導尋問とは、回答をほのめかしており、証人に対し、質問への回答として「はい」か「いいえ」を選択させる質問である。誘導尋問では詳細な情報を得ることはできず、間違った情報につながることもある。ゆえに、公判では誘導尋問はできるだけ避けなければならない。

- 例 質問 — 被告は契約書に署名しましたか。
— 被告は原告に返済しなかったですね、等。

上記の例は、すべて被質問者から「はい」又は「いいえ」の回答を求める誘導尋問である。したがって、上記の質問は、次のようにしなければならない。

- 被告は契約をどのように承認しましたか。
— 被告は幾ら返済しましたか、等。

誘導尋問を避けるため、尋問を行う裁判官は、「なぜ、いつ、どこで、だれが、どのように」で始まる質問をし、「はい」又は「いいえ」で答えられる質問を避けるべきである。

イ 反対尋問

反対尋問は、紛争事項の範囲を特定し、明らかにするため、紛争事項、又は回答から争点を特定する方法である。

- 例 証人が、主尋問において、「被告が原告の自宅で契約書に署名するのを見た」と証言した後、反対尋問で、次のような質問をする場合：「契約が結ばれた日に、原告は、契約書は被告の自宅で署名されたと主張するが、それは本当か」（反対尋問においては誘導尋問を行ってもよい。）。

反対尋問は、回答を確認するためのもので、回答の信頼性を確認し、裁判官が疑わしい点を見つける助けとなる。

ウ 再尋問

再尋問は、証人が以前、例えば、捜査官にした供述を再確認することをいう。裁判所は、供述された事実の信ぴょう性を再審理する。なお、再尋問では、誘導尋問をすることはできない。

例 調査段階で、証人は、被告が原告の自宅で契約書に署名した、と証言した。公判で裁判官は次のように尋ねる：証人は、どこで被告が契約書に署名するのを見たか。

証人を尋問する前に、裁判長は、証人の身上、事件の関係当事者との関係について尋ね、偽証の場合の責任について説明する。証人が証言を拒絶した場合、公判記録簿に署名することが求められる。15歳以下の証人は、偽証罪の罪に問われないため、上記の警告は必要ない。

16歳未満の証人、ろう哑者、精神障害者に尋問するときは、その保護者、教師、両親又は代理人が公判に立ち会わなければならない。法定年齢以下の証人を尋問するときは、他の当事者に退廷するよう求めることができるが、その供述内容は、当事者に通知し、当事者は証人に尋問する権限がある。18歳以下の証人は、引き続き法廷にとどまることが必要であると裁判所が判断しない限り、証言後、退廷することができる。不明確な書証は、各当事者にそれについての見解を述べさせるため公判で取り調べる。

技術的な事項に関しては、必要に応じて、鑑定人を公判に召喚し、その意見を聞き、又は、追加調査のため、関係機関から証拠を送付させることができる。

書証が偽造されたものである場合は、刑事責任を課す場合がある。

物証は、合議体が審理し、当事者に提示しなければならない。必要である場合、裁判所が公判前に追加鑑定のために関係機関に送付した記録を公判で提示する。その後、関係当事者は、鑑定結果について自らの見解を述べることができる。

鑑定結果は、公判で提示し、関係当事者は、鑑定人に追加質問をすることができる。裁判所は、また別の鑑定を請求することもできる。証拠を審理し、かつ関係機関の代表者が公判に出席し陳述をした場合は、裁判所及び当事者は、当該代表者に質問をすることができる。

さらに、当事者は互いに尋問し、事実を明らかにし、できるだけ多くの情報及び証拠を収集するために、裁判長の指示の下で紛争事項又は証拠を提示することができる。証拠調べの終了後、裁判長は、当事者に事件に関する追加意見を提示する権利を説明し、弁護士及び検察官（出席している場合）に対し、事件に関する意見を述べるよう促す。出席している者がいなければ、裁判長は口頭弁論の終結を宣言する。

(2) 審理の延期（改正民事訴訟法第88条）

公判における審理は、次の場合に延期することができる。

一 当事者が召喚状を受理せず、又は受理したが正当な理由で（病氣、仕事等）出

席できず公判に欠席した場合。

- 一 両当事者が正当な理由なく公判に出頭しなかった場合（欠席中に手続を進めることを裁判所に文書で請求していた場合を除く）。
- 一 事件の審理のために必要な当事者が公判に出頭しなかった場合。
- 一 証拠が不十分であり，追加の証拠が必要な場合。
- 一 事件の重要な証人から証言を得ることが必要な場合。
- 一 第三者を事件に参加させる必要がある場合。
- 一 その他の理由。

審理は，当事者の請求により，又は，合議体の裁量で，審理前に，又は審理中に延期することができる。しかし，延期は，口頭弁論の終結前でなければならない。口頭弁論期日が終了し，合議体が法廷から退室した後は，審理を延期することはできない。

(3) 訴えの中止（改正民事訴訟法第 87 条）

民事訴訟手続の中止は，手続の進行を妨げる事由による手続の一時的中断である。裁判所は，以下の場合，当事者からの請求なしに手続の自動的中止を決定する。

- 一 紛争事項が権利の相続又は承継に関しており，当事者が死亡し又は法人が解散した場合。
- 一 当事者が，訴状の提出後に行為能力を失った場合。
- 一 当該事件が刑事判決待ちの場合。

しかし，上記の手続中止事由の存在は，正当かつ適切に証明されなければならない。当事者の死亡は，村の行政機関によって，また，行為能力の喪失は，医師の証明書により証明しなければならない。当該事件の関連事項に関する刑事事件が係属中であることは，関係当局が証明しなければならない。その上で，中止の原因及びその必要性は，裁判所が判断しなければならない。

以下の場合で，当事者が請求した場合は，手続を中止することができる。

- 一 当事者が軍隊に入隊し，又は，政府の公的任務に任命され，又は，長期の仕事のため，別の場所に移動した場合。
- 一 原告又は被告が入院し，又は，病気で裁判所に出頭できない場合。
- 一 被告の所在が不明である場合。
- 一 裁判所が証拠の鑑定を命じた場合。

裁判所は，上記の場合の手続中止の正当性及び必要性を検討する。

証拠がすべてそろっている場合，裁判所は，手続を中止せずに直接判決を下すことができる。例えば，証拠がすべてそろっており，当事者から完全な供述が得られた場合は，一方の当事者が欠席しても，判決言渡しの妨害事由とはみなされず，裁判所は，欠席判決を下すことができる。

中止の原因が存在しなくなったとき，当事者の請求により，又は，職権で，手続を再開する。

(4) 欠席判決（改正民事訴訟法第 89 条）

欠席判決は、迅速かつ公正な手続を保障するために、以下の理由に基づいて一方の当事者の欠席中に言い渡す。

- － 事件簿の完全な情報及び証拠に基づき、裁判所が、判決を宣告することができ、また、事件に関する判決を下す必要がある場合。
- － 被告が手続を回避し、連絡が取れない場合。
- － 原告又は被告が、配達上の問題のために召喚状を受領しなかった場合。

当事者は、判決の通知を受けてから 20 日以内に控訴する権利、又は、判決を受領した日から 15 日以内に、当事者の出席の下、同じ合議体に同じ事件を新しい裁判所において審理することを請求する権利を有しているため、欠席判決は、当事者の控訴及び手続に影響を与える。

4 判決の作成、言渡し

判決の作成・言渡しは、事件審理の最終段階である。公判での口頭弁論終結後、裁判長は、合議体が密室の評議室で判決を審議し、作成する間、公判を一時的に中断する。合議体の 3 名以外は、たとえ検察官又は廷吏であっても、その評議室に入ることは許されない。

判決は、事件を審理した合議体のみが作成でき、密室の評議室内の決定に従い、入手した情報及び証拠に基づいて作成する。当該決定は、多数決により下す。

(1) 密室における評議の規則

密室における評議は、判決を下すための最終的かつ決定的段階である。したがって、外部に干渉されず適切で公正な判決を保障するため⁹、密室状態の評議室内での手続は、厳格な規則に従わなければならない。裁判官は事件簿に含まれる情報及び証拠、並びに審理の結果に基づき、争点の詳細かつ完全で客観的な審理を行わなければならない。評議室は、法廷に隣接した部屋で、トイレ及び必要な設備を備えており、電話を除けば完璧な法律図書館でなければならない。評議室に電話を設置すると評議に外部者が干渉して公平性が妨げられる可能性があるため、原則として評議室には電話を設置してはならない（裁判官の個人的電話を含む）。合議体がいったん評議室に入室すれば、いかなる裁判官も正当な理由なく同室から退室してはならない。

評議室における評議では、事件を審理した合議体が意見を反映させる。その手続は以下のとおりである。

合議体で勤続年数の最も少ない構成員が自らの意見を述べ、最初に投票する。すなわち、裁判経験の最も少ない裁判官が、年齢や過去の裁判経験に依存することなく最初に意見を述べる。この順番は、事件が審理されている裁判所における裁判官の実務期間によって決定される。

例えば、オウドムフォン判事は、50 歳であり、1997 年から地方裁判所の判事として

⁹ 民事訴訟法第 84 条

勤務し、2003年にビアンチェン首都人民裁判所に異動した。シサモウト判事は、42歳であり、1999年からビアンチェン首都人民裁判所の判事として勤務した。この場合、オウドムフォン判事の方が勤務年数が少ないとみなされるので、最初に意見を述べ、投票しなければならない。

勤続年数が同じ場合、裁判官の年齢が決定要因になる。例えば、ラットサミ判事及びソムファヴォン判事は同じ日に裁判官として任命されており、この場合、若い方の裁判官が最初に発言する。同じ年齢であれば、その経験が参考にされる。

裁判長は最後に発言する。裁判官は同等の投票権を有し、決定は、投票の多数決で決められる。2名の裁判官がそれぞれ原告又は被告に有利な投票をした場合、裁判長が最後に投票をする。裁判長が原告に有利な投票をした場合、2対1の投票により原告が勝訴する。

しかし、原則に基づき、合議体の票及び意見はすべて同等の価値があり、適切であるとみなされる。したがって、高等裁判所が事件を更に審理するに当たり、検討及び評価の参考にするため、少数意見及び反対裁判官の票も記録し、当該意見の詳細な理由を付記して事件簿に添付する。

(2) 証人及び証拠の比較、評価

民事訴訟手続における証人及び証拠の評価は、証拠の信頼性を評価するものであり、重要かつ決定的な手続である。関係機関が証明した朱印付きの原本を含め、裁判所に提出された証拠は、真正であるかもしれないが紛争事項と関連性がないと裁判所が判断し、証拠として承認しなかった場合は、採用されない¹⁰。

民事訴訟では、当事者が直接裁判所に証拠を提出する義務を負う。当事者は、裁判所の審理のために情報及び証拠を探し、提出しなければならない。必要である場合、又は、証拠が不十分な場合は、裁判所が自ら職権で証拠を探ることができる¹¹。

民事訴訟において、証人及び証拠の評価は、被告が反証を提出しない限り、主に原告が提出したもので行う。証拠に関して争いが無い場合は、証拠調べをする必要はない。

例 シー（原告）が、ペ（被告）に対して土地の一区画からの立ち退きを請求する訴えを提起する。裁判所の審理の結果、シーがその土地の使用権者¹²であることを証明する証拠を有していないと認められる場合、裁判所は、被告の土地占有の根拠を考慮せず、原告の訴えを却下する。

反対に、原告が土地使用権に関する証拠を有している場合は、被告の反証の有無を考慮しなければならない。被告も同様の証拠を有している場合は、両当事者の証拠の信頼性を評価しなければならない。

民事訴訟事件では、証拠の評価基準は、原告にのみ立証責任がある刑事訴訟ほど厳格ではない。刑事事件では、原告及び検察官は、被告の有罪を証明する証拠を探す義

¹⁰ 改正民事訴訟法第22条

¹¹ 改正民事訴訟法第73条

¹² 訳者注：ラオスでは土地はすべて国家の所有であり、市民は「土地使用権」を有するのみである。

務を負い、被告は、希望しない限り無罪を証明する義務を負わない。

民事事件における証拠の評価は、紛争事項に関する証拠の審理に基づかなければならない。つまり、より証明力の高い証拠を有している当事者が勝訴するといえる。証拠は、裁判所が比較評価し、採用しなければならない（改正民事訴訟法第22条）。証拠調べは、証拠の信用性に関する合理的な判断原則に基づいていなければならない、以下のような要素に基づいて判断すべきである。

- － 契約違反及び商業紛争に関する事件の場合、書証は証人よりも信頼性があると考えられている。
- － 証人は、書証がない場合に信頼し得る。
- － 証人は、相続、家事、動物などの所有権に関する紛争の場合に重要になり得る。
- － その他

しかし、情報及び証拠の信頼性、重要性は適切な推論に基づいていなければならない。例えば、原告の証拠の信頼性が45%、被告の証拠の信頼性が55%であった場合、被告が勝訴する。

民事訴訟手続における証拠の比較評価は、以下のような基準に従って各当事者の証拠を比較検討し、その信頼性を評価する。

ア 民事訴訟では、書証は人証よりも重要性が高い。所有権及び契約違反に関する事件では、書証は、行政機関により適切に証明され、又は公証された場合にのみ信頼性があるとみなされる。

供述書、紛争場所の検証記録など、裁判所職員による調査に関する書類は、信頼性があるとみなされる。

契約書、認可などの公文書の原本は適切であると想定されるが、信ぴょう性に疑問がある場合、その書証について争う当事者は反対の証拠を探す義務を負う。その証拠は、書証の発行元を証明し、書類偽証罪の刑事責任を追及する根拠になる可能性がある。

イ 民事訴訟では、紛争現場、事故現場の測量をした役人、法医学者などの証人は公平であり事件の利害に無関係であるため、信頼性があるとみなされる。

ウ 当事者と家族関係にある証人は、原則的に事件に利害関係を有する証人であるとみなされる。しかし、相続や家族関係に関する訴訟の審理では、親族の証人は、いかなる者よりも紛争事項についてより詳しい知識を有しているため、信頼性があるとみなされる。比較的、近親者である証人は、遠戚や外部の者よりも重要性が高い。

エ 民事訴訟において当事者の自白は、争う書証がない場合は重要な証拠であるとみなされる。

上記は、証拠の比較評価の一部にすぎない。最も重要なことは、証人及び証拠の信頼性は、事件について判決を下す合議体が比較評価した事件簿に含まれる実際の証拠に基づいて評価しなければならない、ということである。

(3) 判決の言渡し

証拠評価及び判決起案後、合議体は法廷に戻り、判決を言い渡す。判決は裁判長が

読み上げる。それは合議体が評議室で作成した最初の判決であり、詳細でなく、当事者には交付されない。

その後、合議体の構成員は、更に判決を推敲した後、印刷し、裁判長が署名した後、当事者に交付する。

判決は評議室から法廷に戻ったときに読み上げなければならない。しかし、必要であれば、判決の言渡しは、評議室に移動した日から最長7日まで中止することが可能である¹³。判決の言渡し日から20日以内に、裁判所は、判決を完成させ、印刷し、当事者に交付しなければならない¹⁴。この期間内に、裁判官は、判決を推敲し、完成させることができる。

民事判決は、当事者の利益を保護する。つまり、原告が完全に勝訴した場合、原告の権利及び利益が裁判所の判決により保護される。裁判所が訴え、又は、反訴を終了した場合は、原告又は被告の権利及び利益が保護される。原告の訴え及び被告の反訴が部分的に認められた場合、原告又は被告の権利及び利益が部分的に保護される。

当事者の正当な権利及び利益を保護することは、国家の利益を保護することである。国家は、民事事件の判決が法律を遵守し、当事者の正当な権利と利益を保護する責務を有するからである。

当事者の権利は、原告がその権利の保護を裁判所に請求したとき、及び裁判所が、原告にその侵害された権利を行使することを支援したときの二段階に分けて保護される。裁判とは、組織、機関、役人及び国民全員による適切かつ公正な法の執行を保障することである。

第3 審理規則

公判における審理は、事件の事実を明らかにし、法律及び社会条件を遵守した判決を下すため、証拠を検討し、比較し、評価する重要な段階である。したがって、公判における審理は、厳格な規則及び手続を遵守しなければならない。その各手続は、関係当事者及び裁判所職員、すなわち裁判官合議体及び廷吏の責任の下で実施される。裁判官及び廷吏は、完全かつ十分な証拠収集を実施するために、公判の秩序正しい適切な手続を手配し、監視するに当たり重要な役割を果たす。さらに、当事者から情報及び証拠を得て、手続中、当事者を公平に扱い、また民事訴訟法を遵守するため、公判の規則が定められている。合議体及び廷吏は、各義務及び責任の範囲内で協調し、協力し合い、その任務を適切に遂行しなければならない。

1 廷吏の義務

廷吏は、以下のとおり、審理及び合議体の入廷を準備する裁判所の手続遂行職員とみなされる。

¹³ 改正民事訴訟法第85条

¹⁴ 改正民事訴訟法第93条

-
- 廷吏は、各出席当事者の名前を呼び上げ（別人による代理出席を避けるため、その氏名を呼び上げる）、全関係当事者が召喚どおり公判に出頭したか否かを確認する。
代理人の場合は、廷吏は、その者に適切な代理権が与えられているか確認しなければならない。
 - 全員の出席を確認した後、廷吏は、審理を秩序正しく進めるために、原告側、被告側及びその他の関係者を別々に着席させる。
 - 全員が着席したとき、廷吏は、通常以下のように定められている一般公判規則¹⁵を説明する。
 - ・ 合議体が入廷又は退廷するときには、聴衆は、敬意を示すために起立しなければならない。
 - ・ 法廷内では、帽子の着用、喫煙、ガムをかむこと、私語、足を組むこと、嫌がらせ、手をたたくことは禁じられている。
 - ・ 発言、入廷、退廷には合議体の許可が必要である。
 - ・ 銃器、ナイフ、鉈等の武器は、関係役人を除き、法廷に持ち込んではならない。
 - ・ 法廷での携帯電話使用、写真撮影などは禁じられている。
 - その後、廷吏は、合議体に入廷を促す。
 - 合議体が入廷するとき、廷吏は起立し、聴衆に対し裁判所に敬意を示すよう命じる。
 - 裁判長が聴衆に着席を促した後、廷吏は、法廷の状態及び召喚された者全員が出席しているか否かを報告する。全当事者が出席している場合、廷吏は、「この公判では、全当事者が出頭しています。法律に従って手続を進められるよう裁判長にこの事件簿を手渡します。」と簡単に述べる。そして事件簿を合議体到手渡す。同時に複数の事件を審理する場合、廷吏は、審理される事件に応じて着席場所及び順序を定め、各事件の当事者の出席を確認する。
この時点で、公判における廷吏の最初の任務は終了したと見なされる。しかし、廷吏は、合議体が審理を行う上で合議体を補佐し、陳述を記録し、公判で当事者が提出した証拠を合議体に提示し、証人を監視するなどの任務を負う。

2 公判を指揮する合議体の義務¹⁶

公判における合議体の任務は、当事者に対する陳述の許可から、当事者への質問、証拠の提出、弁論、及び下記の事項に至るまで、裁判長が直接指揮し、監督する。

- 合議体が入廷後、裁判長が開廷宣言をする。
- その後、裁判長が審理する事件、参照番号、日付、及び原告、被告の身上について言及する。複数の事件について審理する場合は、各事件について順番に同様の事項を述べる。
- その後、裁判長は、「本件を審理する合議体は、裁判長である私ことドウアングタ、

¹⁵ 決まった公判の規則は存在せず、各裁判所は、各地方の条件に基づいて規則を定める。

¹⁶ 公判 (hearing) は審理 (trial) と同じ意味である。

私の右側にいるドウアングチャイ、左側にいるドウアングチットで構成され、廷吏のドウアングフォン、検察官のドウアングファンが出席している（出席している場合）」など、事件を審理する合議体の構成員、廷吏、検察官の身分について言及する。

- 一 原告、被告及び事件関係者に、合議体の構成に満足しているか、合議体のいずれかの構成員が事件に関係していないか、忌避の請求がないか尋ねる。これらの事項は、当事者及び事件関係者に対して明確に聞かなければならない。忌避の請求がない場合は、合議体は手続を進める。忌避の請求があった場合、当該請求の正当性を検討するために、公判の一時的中止を宣告する。請求が正当化された場合、忌避を請求された合議体構成員は、交替しなければならない。正当化されない場合は、手続を再開する。いずれにせよ、忌避を請求された者は交替しなければならない。
- 一 原告及び被告に対し、自らの請求を防御する公平な権利、つまり裁判所に陳述をして、証拠、証人及び事件の関連資料を提出する権利を説明する¹⁷。その後、公判で提出される追加情報及び証拠は、廷吏に手渡すよう当事者に通知した後、公判は詳細な審理に進む。
- 一 事件を担当する裁判官は、事件の訴訟対象物に関する概要を報告して審理を開始し、その次に原告及び被告の順にその請求の概略を提示する。その後、原告に、その請求を確認し、追加し、又は削除することを希望するか否か尋ね、被告にも答弁事項、認諾・自白事項の確認、追加、又は削除を希望するか否かを尋ねる。
- 一 新しい争点がない場合、裁判長は、まず原告の陳述を促し、その次に、原告側の関係者¹⁸がいれば、その陳述も促す。
- 一 次に、被告及び被告側の関係者がその順番で陳述を促される。
- 一 その後、他の当事者が、裁判長の許可を得て陳述を促される（公判が円滑に行われ、事件との関連性が高い順に証拠が提出されるよう、その陳述の順番は、合議体が定める）。
- 一 関係当事者全員が陳述した後、公判は、弁論段階に移る。この段階では、原告及び被告は、紛争事項に関する事実又は争われている証拠を提出する。又は、合議体は裁判長の管理の下で承認を得て、当事者の意見を順番に聞いてできるだけ多くの真実を収集するために争点を提起する。各当事者は、弁論段階で何度も発言することができる。

検察官又は組織の代表者が出席している場合、弁論後、検察官又は組織の代表者は、意見を述べる事が許可される。

- 一 事件の事実に関する証拠が正確で明白であり、合議体がそれらを参考にして判決を下すのに十分であると認められる場合、弁論を終結する。裁判長は、「判決起案のため、公判を中断する」と述べ、合議体が評議室に移動している間、一時的に公判を中断することを宣言する。判決起案のために必要な時間は事前に決めることができない

¹⁷ 改正民事訴訟法第6条

¹⁸ 原告側の者に原告側の第三者、原告の代理人又は保護者を含むが、証人は含まれない。

ため、公判は10分間又は20分間中断する、など、時間に言及してはならない。
評議室における手続は、上記のとおり厳格な規則によって統制されている。したがって、合議体は、議論に集中すべきであり、喫煙や、当事者と話すために評議室から退室してはならない。

判決の審議及び起案後、合議体は、入廷し、判決を言い渡す。廷吏が法廷の状況について報告するときは、公判の開始時と同じ手続を経る。その後、裁判長が「公判を再開する」と宣言して公判を再開する。

合議体は、原告及び被告に合議体の前に起立し、判決の言渡しを受けるよう促す。その後、裁判長は、しっかりとした強い調子で原告、被告、当事者に対し、判決を読み上げる。

いったん判決が言い渡されれば、裁判長は公判を終了し、その後の手続を進行させる。廷吏は、原告及び被告に対して公判記録に署名するよう促す。不満のある当事者が控訴の意思を表明したときは、控訴申立書が手渡される。

原告又は被告が、公判記録に署名することを拒否した場合、その旨記録を作成し、又は、原告若しくは被告からの拒否に関して付記する。原告又は被告は、20日後に判決を受領するよう指示される。

注意点 審理中、合議体の一構成員が個人的事情のために退廷しなければならない場合は、裁判長の許可を得なければならない。構成員が退廷した場合は、その者が戻ってくるまで一時的に公判を中止する。その者の不在中に審理を継続することは、事件の合議の原則に違反するからである。

第3章 民事判決の構成及び起案

民事判決書は、次の4つの内容で構成される。

- － 導入
- － 事件の提示
- － 評決
- － 判決

第1節 導入

判決の導入部分は、事件の形式に関する基本情報を含む。

1 言語

民事訴訟法第9条は、「手続は、ラオ語で行うこと」と定めている。したがって、判決は、ラオ語で作成しなければならない。

ただし、自動車、電気機器、その他の製品の製造会社など、ラオ語では正確に記載で

きないが、例えば東芝コンピューター、型番 PS522L-VHKPJP のように外国語で記載することができる固有名詞は除く。

2 日付

判決日、契約日などの日付、時間などは、アラビア数字で記載する。
月はラオ語で、年はアラビア数字で記載する。

3 数字

数字は、200,000 キップなど、アラビア数字で記載する。

回数、物の数量、人数、動物の数などは文字で記載する。

例 子供二人、家屋三軒、敷地からの立ち退きを四回請求、自動車五台、水牛九頭

4 判決書 1 ページ目上部

(1) ラオス国家紋章

ラオスの国家紋章を、標語「ラオス人民民主共和国、平和、独立、民主主義、統一、繁栄」の上部中心部に示さなければならない。

(2) 裁判所の名称

判決の左部に、裁判所の名称を 3 行に分けて記載する。

1 行目には、アタピュー省、サマキサイ地方など、省/省都又は地方/町を記載し、2 行目には、第一審人民裁判所など、人民裁判所の種類及びその審級を記載し、3 行目には、民事裁判所、商業裁判所、家庭裁判所、少年裁判所など、合議体の種類を記載する（商業裁判所は、地方裁判所に含まれない）。

裁判所の審級は、第一審、控訴審、破棄審に分けられる。

地方裁判所の場合は、審級は一つしかないため、第一審裁判所と記載する必要がなく、地方人民裁判所とのみ記載する。

(3) 判決の参照番号及び日付

判決の右部には、参照番号及び日付を 2 行に分けて記載する。1 行目には判決の参照番号を記載し（例：No.06・13/P.Civ（06 は 2006 年、13 は判決の参照番号、P.Civ は民事第一審裁判所を表す）又は No.06・13/PC（地方人民裁判所の場合））、2 行目には判決の日付を記載する（例：2006 年 1 月 5 日）。

参照番号及び判決日は、裁判所が審理した事件の連番である。事件によっては、その複雑さによって、裁判所に先に提出されているにもかかわらず係属中のものや、後日提起されたにもかかわらず先に判決が出される事件もあるため、参照番号は、事件の提出日に基づいて付してはならない。

5 合議体

(1) 合議体構成員、廷吏及び検察官（いる場合）の氏名

合議体の身上確認は、裁判所の決定が、合議により出されたことを認識し¹⁹、合議体が、特定の地方/町、省/都市の第一審裁判所の合議体であることを示すことを目的としている。さらに、この身上確認は、上級裁判所が、事件に関連した下級裁判所の権限を検討する上で役に立つ。合議体の構成員は、最初に裁判長、2番目に勤続年数の長い裁判官、そして最後に勤続年数の短い裁判官について記載する。

(2) 公判の日時及び場所

公判の日時及び場所の欄は、判決が言い渡された場所を示す。ここで記載される日時は、裁判の進行に基づいており、数日間にわたることもあるため、定期的に記録しなければならない。最も重要なことは、裁判は終了したが判決の言渡しは終了していない場合があるため²⁰、混乱が生じる可能性がある。したがって、この日付は、控訴の参考にしてはならない。

(3) 審理された事件の参照番号及び審理日

審理された事件の参照番号及び日付は、第一審で起訴された事件の参照番号である。
例 2006年2月14日付け事件番号 No.10/P.Civ

6 訴訟当事者

(1) 原告、被告の氏名

原告とは、裁判所に訴えを提起する個人、組織又は会社であり、被告は、裁判所に訴えが提起された対象となる個人、組織又は会社である²¹。原告は、その氏名及び被告の氏名を訴状に記載しなければならない²²。

民事事件の訴訟当事者は、刑事事件と同様、原告及び被告である。しかし、民事事件の原告及び被告は、訴えること、又は訴えられることが可能な個人、組織又は会社であり、より広範囲であるのに対し、刑事事件では、原告は検察官のみで、被告は成年者のみである。

民事事件における原告及び被告の身上確認は、判決執行時の原告、被告の責任に関連しているため、判決起案において非常に重要であり、適切に行わなければならない。

従来は、訴訟当事者の身上確認を適切に行っておらず、「ボウンシー又はリー、ノンカン又は母セウン」など、通称名しか記載していなかったため、混乱を引き起こしていた。このように、不正確な身上確認は、手続上混乱を引き起こし、判決の理解が困難になるため、訴訟当事者の身上確認では、身上証明書又は戸籍簿に示される当事者の本当の氏名を使用しなければならない。

しかし、通称名を除外した場合、執行官が個人の自宅を探すときに混乱を引き起こす可能性があり、場合によっては、村長が、個人の本名を知らず、通称名のみを知っ

¹⁹ 民事訴訟法第7条

²⁰ 民事訴訟法第85条第2項

²¹ 民事訴訟法第24条

²² 民事訴訟法第66条

ていることもある。したがって、原告又は被告が通常その通称名で呼ばれている場合は、「導入部分」でその通称名を氏名の後に括弧書きで記載すべきである。ただし、通称名は、事件の提示部分、評決及び判決の部分など、判決書の他の部分では使用すべきではない。

例えば、評決の部分で氏名の後に通称名を記載した場合、事件の事実について読者に混乱を引き起こし、又は複数の者がいると誤解される可能性がある。

例 ブーンリー・フォマチャン（通称名：リー） — 原告

(2) 訴訟当事者の年齢、国籍、職業及び現住所

原告及び被告の年齢及び生年月日は、その身上証明書又は戸籍簿に記載されているとおりに記入しなければならない。

国籍は、ラオ人、タイ人、アメリカ人のように記載しなければならない。

職業は、「実業家、労働者、貿易業者、農業従事者、美容師」など、正確に記載すべきであり、「民間人、失業中、老人」といった記載は避けるべきである。

例 ブーンリー・フォマチャン（通称名：リー）、50歳（1956年8月12日出生）、ラオ国籍、実業家、現住所：ビエンチャン、シクホッタボン区、バン・ドンナソック・ヌア、第13番地第10ユニット — 原告

(3) 代理人訴訟

民事事件の訴訟当事者を提示する上でもう一つ重要な事項は、事件に関与する代理人又は弁護人である。代理人は、法定代理人及び任意代理人の2種類に分類され²³、これらはそれぞれ異なった責任を負う。

法定代理人は、訴訟当事者が未成年者又は精神障害者の場合に正式に任命されることなく訴訟代理人となる。この種の代理は、必要性に基づいており、判決執行に影響を及ぼすため、その者が代理人であると明記することを条件として判決で言及することができる。代理である旨明記されていない場合、代理人が、判決の執行中に自己又は他人の名義で、財産譲渡などの機会を得るおそれがある。

弁護人を含む任意代理人は、契約に記載された権利及び義務を履行する。当事者の代理人が訴訟に参加する場合、当該代理人は、適切な代理権を有していなければならない。原則的に、代理人は部分的に訴訟手続の責任を負うため、すなわち、陳述のために公判に出頭し、又は、裁判所と連絡を取る場合に当事者と同じ権利及び義務を履行するため²⁴、判決書には代理人の氏名を記録しなければならない。

従来、裁判所は、原告及び被告の氏名を記載しないまま、その代理人又は弁護人の氏名を原告又は被告として代用することが頻繁にあり、この慣習のせいで判決執行が困難になる場合があった。

例えば、原告の土地使用権に関する判決の場合、原告の代理人が原告であるかのよ

²³ 民事訴訟法第34条

²⁴ 民事訴訟法第36条

うに記載され、又は、裁判所が被告に債務の履行を命じる裁判をしたときに、被告の代理人又は弁護人を被告として記載することがあり、当事者本人の氏名が判決書に記載されていないため、当事者に責任が生じず、この当事者の氏名の誤りが判決執行中に議論的になった。このように、裁判所の怠慢な態度が判決執行遅延の原因になっている。したがって、代理人又は弁護人が関与する場合、原告又は被告の氏名を記載し、その後に代理人又は弁護人の氏名を記載する。

代理人が変更された場合には、新しい代理人の氏名を記載する。代理人が複数いる場合は、代理人全員の氏名を判決に記載する。

例 カン.....原告
カンフォン.....原告の代理人

(4) 法人訴訟

原告又は被告が法人である場合、その種類により異なった法的責任を有するため、その名前は、株式会社、国営会社、共同経営、民間会社など、会社の種類に従って、表示しなければならない。例えば、国営会社の場合、取締役が異動し又は辞任した場合、責任はその取締役に帰属しない。しかし、株式会社の場合は、責任は取締役に帰属する。

したがって、訴訟当事者が法人の場合は、訴訟手続中の連絡をスムーズに行うため、法人の名前を表示し、その後に法定代理人の氏名を記載する。会社の責任は、改正会社法に定められている。

例 トンカム建設株式会社 所在地：ビエンチャン、ハトサイフォン地区、バン・ソムヴァン、第8ユニット、代表取締役
トンカム・ボーンロット.....原告
カムラ・モントン.....原告弁護人

(5) 複数当事者訴訟

複数の当事者が関わる訴訟では、すべての訴訟当事者を原告又は被告として記載しなければならない。当事者が、事件の処理のために代理人を任命した場合、代理人が原告、被告のどちらを代理するのかを表示しなければならない²⁵。

例 カム.....原告
カオ.....原告
クアン.....原告及び原告の代理人
グエン.....被告
ダム.....被告及び被告の代理人

代理人以外の者も訴訟当事者であるが自ら事件を処理しないため、代理人について代理人と記載せず、その氏名のみを表示することは禁じられている。

(6) 第三者が関わる事件

第三者には、次の2種類がある²⁶。

²⁵ 民事訴訟法第35条

²⁶ 民実訴訟法第28条

ア 自ら訴えを提起する第三者

原告に加え、第三者も訴えを提起し、自らの権利、利益を保護するために、訴訟手続に参加することができる。この種の第三者は、原告に類似した権利、義務を有し、判決には、次のように記載しなければならない。

例 カック.....原告
キオ.....被告
コーン.....第三者

イ 自ら訴えを提起しない第三者

この種の第三者は、その利害関係に基づいて原告側又は被告側に立ち、訴訟手続に参加することができる。第三者自らが訴えを裁判所に提起し、又は第三者に対して訴えが提起されることはないが、第三者は、当事者、検察官又は裁判者の提案、意向により、手続に参加することができる。第三者が原告と同じ利益を有する場合は、原告側の第三者として言及され、その詳細を原告の後に記載する。反対に、被告側の第三者である場合は、その詳細を被告の後に記録する。

例 キー.....原告
カム.....原告側の第三者
カン.....被告
グエン.....被告側の第三者

7 紛争事項

民事訴訟は、多岐の社会問題を取り扱い、その中には法律に規定されているものもあれば、規定されていないものもある。判決の表題選択は、契約、所有権及び相続という種類に応じて裁判所の実務を統一的行うための参考になるため、複雑ではあるが重要である。

よって、紛争事項は、例えば「金銭貸借」、「債務」又は「契約不履行」ではなく「貸金契約」、「賠償金要求 (demand of compensation)」又は「治療費要求」ではなく、「賠償請求 (claim for compensation)」と記載しなければならない。

- 契約に関連する事項は、契約法に定める契約の種類に応じて記載しなければならない。
- 所有権については、土地使用权、財産、動物などの所有権など、多数の訴訟対象がある。したがって、訴訟対象は、次の例に従って、法律及び法律学に基づいて統一的に記載しなければならない。
- 貸金契約
- 資産一時使用契約
- 販売契約
- 販売用供託金契約
- 賃貸契約

-
- － 提携契約
 - － 役務契約
 - － 建設契約
 - － 賠償請求
 - － 土地紛争
 - － 家畜所有に関する紛争
 - － 相続紛争
 - － 婚姻関係
 - － 婚前交渉
 - － 養子縁組
 - － その他

8 裁判所の詳細

判決起案の導入部分でもう一つ重要なのは、裁判所の詳細に関する部分であり、ここでは、裁判所が処理した訴訟、裁判手続、特に、民事訴訟法第 78 条、79 条、80 条、81 条、82 条及び 83 条で、「裁判官又は審理合議体は厳密な順序で実施しなければならない」と定めている手続を記載する。上記の条項に定める手続が適切に実施されない場合、下級裁判所の判決は、民事訴訟法第 102 条に従って上級裁判所が取り下げることができる。したがって、上級裁判所が、下級裁判所の行った訴訟手続及び民事訴訟法の遵守について肯定的に検討するため、審理で実施された手続、すなわち裁判期日の合議体による手続実施について記載する。以下は、この部分の要約である。

① 「ラオ人民民主共和国に代わり」

② 「改正人民裁判所法が裁判所に与えた権利及び権限に基づき」

上記 2 項は、すべての判決に記載しなければならない。

③ 「合議体構成員、廷吏、検察官の氏名、及び審理中の事件が、原告及び被告に提示された。」

公判の開始時に、裁判長は、事件の参照番号、日付、原告及び被告の身上、並びに紛争事項に言及し、期日に審理する事件について説明する。裁判長は、裁判官合議体、検察官及び廷吏の身上について当事者に告知し、当事者が民事訴訟法第 14 条及び 15 条に定める忌避権を行使できるよう、その権利について当事者に説明する。

したがって、判決には、合議体、検察官、廷吏の身上及び忌避権が当事者に言い渡された旨を記載しなければならない。

④ 「合議体又は合議体の構成員、廷吏及び検察官に対する忌避権が原告、被告及び訴訟参加者に告知された。」

原告、被告、第三者及び訴訟参加者は、合議体、廷吏及び検察官同様、通訳人又は鑑定人を忌避する権限を有する。しかし、通訳人及び鑑定人は、裁判所から任命されるという点において、合議体、廷吏及び検察官とは異なる。したがって、通訳人又は鑑定人

の場合は、項目4の新しい段落に「原告、被告及び手続参加者に、通訳人又は鑑定人に対する忌避権が告知された」と記載しなければならない。

⑤ 「自己の防御権が、原告、被告及びその他の訴訟参加者に告知された。」

⑥ 「公判で、原告、被告及び証人の供述を聴取した。」

公判期日に、原告、被告の両者が出頭した場合、判決には、「原告及び被告の供述を聴取した。」と記載しなければならない。

一方の当事者のみが出頭した場合は、その旨を記載しなければならない。

第三者が関与する場合は、その第三者は、原告及び被告と同じ権利を有する。したがって、判決は、項目3、4、5、6で、「第三者」と言及しなければならない。

証人が公判で証言をした場合、判決書には、「証人の証言を聴取した。」と記載しなければならない。証人がいない場合、又は、証人が出頭せず、公判で証言しなかった場合は、証人について言及しない。

鑑定人又は鑑定グループが公判で報告書を提示した場合は、判決書に、「鑑定人又は鑑定グループの報告を聴取した。」と記載しなければならない。

⑦ 「検察官の意見を考慮した。」

弁護人が参加する公判では、口頭弁論手続の終結時に検察官が意見を述べる前に、原告、被告それぞれの弁護人に、この順で陳述する許可を与えなければならない。したがって、弁護人が陳述をした場合は、「裁判所は、原告又は被告の弁護人の陳述を聴取した。」と記載しなければならない。弁護人の陳述後、検察官が出席している場合、合議体は、検察官に意見の提示を求める。その場合、判決には、「裁判所は、検察官の意見を考慮した。」と記載する。

項目3から7は、条件に応じて、追加し、削減し、又は削除することができる。

第2節 事件の提示

第1 事実に関する一般的概念

1 事実の重要性

事実は、判決の重要な部分を占める。この部分では、原告、被告及び他の訴訟参加者の請求、請求に対する答弁、反訴を提示する。さらに、訴訟当事者、公共機関、社会機関又は集団組織の代表者が行った陳述もこの部分に含める。裁判所は、原告、被告及びその他の者が提示した事実を要約する。

公判中に、原告が請求を追加し、又は削除し、その一部分若しくは全体を取り下げ、請求の目的若しくは根拠を修正した場合は、その旨を評決の部分に正確に記載しなければならない。

すなわち、公判前に得られた供述及び証拠すべてを事件の事実に関する欄に記載し、公判中に得られた供述及び証拠は、評決の欄に記載する。

2 事実欄の構成

事件の事実欄は、次の項目で構成する。

- 原告の請求
 - 被告の答弁
 - 被告の反訴（ある場合）
 - 答弁に対する原告の応訴（ある場合）
 - 第三者の請求（ある場合）
- } 対
- } 対

事件の訴訟対象物欄には、紛争対象物、原告が提起した請求及びその請求の根拠として原告が提出した請求原因事実を記載しなければならない。

その後、被告が原告の請求を認めたか否か、被告の答弁について記載する。被告が否認した場合、請求に対する被告の答弁理由を詳細な弁護理由とともに記載しなければならない。

被告が反訴を申し立てた場合、その事実、目的及び根拠を示し、原告が、応訴で反訴を認めたか否認したかについて言及しなければならない。

第三者に関係し、第三者が自ら訴えを提起した場合は、その請求を原告の請求と同様に記録しなければならない。第三者が自ら訴えを提起せず、原告側に立った場合、その見解を原告の請求の欄に記載し、被告側に立った場合は、その見解を被告の請求に対する答弁の欄に記載しなければならない。

上記の各項目の内容に関連して、訴え、訴えに対する答弁書など、当事者が提出する各種文書は基本的情報である。時には、これらの文書の内容が不明確又は不完全である場合があるため、裁判官は、これらの文書から事件の関連事実を特定し、整理するが、それに加え、当事者が裁判所で行った供述について質問をし、事実を明確にして追加事実を記載しなければならない。

3 事件提示の一般規則

(1) 口頭弁論記録範囲

事件提示欄における口頭弁論の記録は、当事者が争う特定範囲内の重要な事項である。争点整理は、事件担当裁判官の任務であり、裁判官は、更に調査が必要な争点、提出された紛争を確定し、どのように訴えが取り下げられ、又は主張が変更され、その結果、紛争が変更されたかを確認しなければならない。これは、公判の口頭弁論後に紛争が特定されるためである。

上記の理由により、事実の記録は、事件に関連のない事項を含んではならない。

例（貸金契約）

2004年11月10日、トンケン（被告）は、原告から貸金を受け取る前、ギャンブルで金をすべて失い、友人に貸金を依頼した。その友人は彼に貸すお金を有していなかったため、トンケンは電話で妻を呼び出し、T2道路上にあるレストランで昼食を取り、そこで、ボンマと出会い、ボンマは、彼らに原告を紹介し、貸

金について話し合った。原告は、被告に 250 万キップの貸金を提供することに同意したが、被告は、合意した期日までに貸金を返済できなかったため、原告は、訴えを提起した。

この例では、貸金契約に関連する法的事実及び紛争が原告及び被告の間に生じたのであって、ギャンブル又はボンマが被告に原告を紹介したことは紛争に直接関連していないため、事件の事実欄に記載する必要はない。

(2) 証拠

ア 証拠の種類

原則として、主張はすべて、物証、書証又は証人によって証明しなければならない。事実の欄は、次の事項を含まなければならない。

- －物証：車両、動物、家屋、店舗、及び紛争に関連するその他の物など
- －書証：権利書、出生証明書、死亡証明書、契約書、写真、財産目録など
- －人証：当事者、証人、及び紛争に関連する参加者の証言など。

イ 証拠の記載

以下のとおり、事実欄に証拠を記載する方法は、2 とおりある。

(ア) 主張を提示するときに、関連する証拠に言及しながら、主張とともに証拠を記載する。

例 原告の「モンが 2004 年 3 月 2 日に私から 100,000 キップを借りた。」という供述は、2004 年 3 月 2 日付けの貸金契約書 No.01 で証明され、バン・シタンのシー、バン・オオプモンのノイ、及びバン・シクハイのダムが証言をした。現在、この証拠提示方法が広く採用されている。

(イ) 全主張の提示後に証拠を提示。

例 2004 年 3 月 2 日、モンは、担保付き貸金契約を行使し、原告から 10,000 キップを借りた。したがって、原告は、未払の元本 50,000 キップの返済及び 30,000 キップの利子を請求するために、この訴えを提起する。この元本及び利子は、2000 年 11 月 9 日付け土地名義証 No.08 の担保付 2004 年 3 月 2 日付け貸金契約書 No. 1、2004 年 4 月 5 日付貸金元本の第 1 回返済領収書、2004 年 5 月 5 日付の第 2 回返済領収書、2004 年 6 月 6 日付利子査定額などの文書により証明される。

この記載方法は、原告の各主張が列挙されているときに適用される。

第 2 判決における事実の提示

1 原告の請求

訴状とは、個人、組織又は会社が裁判所に提出した文書であり、そこには、その権利及び利益の侵害により損害が生じたことが述べられている²⁷。原告の請求は、訴えの基礎で

²⁷ 民事訴訟法第 66 条

あると見なされている。したがって、請求を判決に記載する前に、裁判所は、以下を検討する必要がある。

- 原告は何を請求しているか、その請求はだれに対するものか。時として、訴状に訴訟の期待される結果、希望の損害賠償金額及び支払者が要約されず、又は明記されていない場合がある。したがって、裁判官は、請求を慎重に記載しなければならない。訴えが不明確であれば、公判中に原告に対し釈明を求めなければならない。
- 請求を裏付ける法的原因又は基本的な法的事実は何か。判決に記載する前に特定する必要がある訴えの争点。これらは、原告の権利に影響を与える法律論争の争点であり、言い換えれば、事実の欄に記載された争点は、訴えの基本的原因でなければならない。
- 原告の権利に関係しない、又は、影響しない事項は、事実欄に記載しない。
例 原告の「被告の常習的不品行」という供述は、事件の事実に関係しない。事実欄に記載する訴えは、次の項目で構成する。
- 導入文
- 事実及び訴えの原因
- 請求

(1) 導入文

訴えの内容を記載する前に、原告の各請求及び証拠を列挙しなければならない。通常、原告の訴状、陳述から主張が選別され、「___（原告）が ___日に提出した訴状の内容及び公判中のその陳述を検討した。」と記載する。

例 「サイサモン（原告）が提出した 2003 年 10 月 11 日付けの訴状の内容及び公判における原告の _____ という陳述を検討し」

(2) 訴えの原因及び理由

訴えの原因及び理由は、被告に、原告が請求する権限を有する行為を履行させるために、原告が訴えを裁判所に提出することになった法的根拠である。

訴えの中には法的根拠を含んでいない場合がある。事実を記載するに当たり、提示された原因及び理由が訴えの十分な根拠であるか否かを確認しなければならない。

例えば、原告が、被告に土地の返還を請求しているとする。確認しなければならない主要な事実、土地が原告所有のものであるか否か、という点であり、その次に、被告が、不当な手段（賃借後、土地から立ち退きをしないなど）により土地を占有するようになったか否か、という点である。この両方を区別することができれば、それらを訴えの理由及び原因とすることができる。

例（貸金契約）

2003 年 3 月 10 日、原告は、トンマイ（被告）に対し、200 万キップの貸金を月 5% の利率で 6 か月間貸す契約を締結して被告に同金員を交付した。満期後、被告は、貸金の返済を拒否した。2003 年 8 月 10 日から 2003 年 10 月 10 日までの度重なる返済請求にもかかわらず、被告は、貸金元本と利子の返済を拒否した。

訴えに十分な根拠がある場合、訴えの原因を適切な順序で整理し、事実を簡潔に、合理的に、かつすべてを網羅しながら要約する。これにより、被告が原告の主張を諾認し、又は、否認できるよう、被告に対する訴えの根拠となる原因事実を漏れなく完全に提示する。

事実欄に記載すべき訴えの事実と原因は、事件の審理のために必要かつ重要である。原告が提示した事実すべてを記録する必要はないが、訴状に記載された情報が不完全な場合、裁判官は、更に調査をして、公判前、又は、公判中に、原告に追加情報及び証拠の提供を求める必要がある。

(3) 請求

被告に請求の一部又は全請求の履行を強制するため、訴状には、裁判所に求める判決に関する原告の意見を要約する。

訴状には、各種事項を明確に区別しながら、被告に対する要求事項を明記しなければならない。

例えば、貸金契約に関する事件では、裁判所の審理のため以下の事項を明記しなければならない。

- － 貸金元本の金額。
- － 一定期間に発生した利子額。
- － 契約書に記載されている罰則。
- － その他の事項。

土地に関連する事件では、以下の事項を明記する。

- － 原告が、被告の土地立ち退きを希望すること。
- － 土地所有権の証明のみを裁判所に請求すること。
- － どちらの当事者が土地立ち退き料を負担するか。
- － 損害賠償金が請求されている場合、その金額。
- － その他の事項

原告の請求の内容及び範囲は、裁判官が修正することはできない。

ただし、訴状が請求金額、被告の義務履行又は契約書の終了など、不明確な事項を含んでいる場合は、原告を直接尋問し、その回答を事実欄に記載する。

例 よって、原告は、被告に対し、貸金元本 200 万キップ及び一定期間に発生した 200,000 キップの利子の返済を請求する。

(4) 保全処分請求

事実を提示する上で重要な事項として原告の裁判所に対する保全処分請求があるが、訴訟手続が公正に行われることを保障するため、当該請求の主要事項及び原因を適切に特定する必要がある。

(5) 裁判費用

裁判費用に関する請求は、必要な事項でないが、そのような請求がある場合には、明確な法律規定がある場合でも記載しなければならない。費用に関する請求は、事実に基づ

づき、適切に審理しなければならない。

例 手続における発生費用、前金、文書の複写費用、税金は、被告人の負担とすることを提案する。

2 請求に対する被告の答弁

請求に対する答弁書は、原告の請求に対して被告が裁判所に提出する文書である²⁸。答弁書には、被告が原告の請求を認諾するか又は否認するか、並びに、自白事実及び否認事実を事実欄に明記し、それにより事件の争点を特定することができる。よって、請求に対する被告の答弁を記載するに当たり、裁判官は、原告の各請求に対して被告が承認した事項又は否認した事項を検討し、区別しなければならない。

しかし、場合によっては、被告が、各必要事項に関し自らの意見を提示しない場合がある。その場合、裁判官は、被告が承認する事項及び否認する事項に関する供述、並びにその原因と証拠を得るため、被告を直接尋問しなければならない。

例 原告が貸金 1,000 万キップを 3 か月間、利息月 5% で貸し出したが、極度に高額な利率及び会社の破産により、原告に返済されなかった、という原告の請求。

(1) 請求の否認

被告が原告の請求を否認することも重要な事項であり、否認理由を記録しなければならない。原告の請求原因事実のうち、否認された各事項及びその理由については、分析欄の争点特定で参照するため、別々に記載しなければならない。

しかし、民事訴訟では、理論上、被告は、請求を否認する権利を有し、否認を裏付ける証拠を提供する義務はなく、被告が否認した場合の請求原因事実の立証責任は、原告にある²⁹。被告が原告が提起しなかった請求又は反訴を提起した場合は、立証責任は、被告にある。

請求の否認では、事実に根拠又は法的根拠に言及することができる。

例 原告の 100 万キップの損害賠償請求は、被告が 2006 年 2 月 10 日に発生した事故を引きこしたのではなく、原告の不注意により引き起こされたことから考えて、認められない。

例 原告の土地に建てられた建造物の撤去請求は、1990 年 10 月 1 日付け賃貸契約書 No.04 によって証明されるとおり、原告と被告の間で 20 年間の賃貸契約が結ばれ、被告の土地賃貸権が有効であるため、認められない。

(2) 部分自白（部分否認）

実際には、被告が原告の提起した請求すべてを認諾し、又は、否認するケースはまれであり、ほとんどの場合、原告の請求の一部を認め、一部を否認する。

請求の部分自白は、詳細に記録しなければならない。一般的事実が承認された場合は、

²⁸ 民事訴訟法第 67 条

²⁹ 民事訴訟法第 20 条

一般的な言及を行うことができる。事項別に承認された場合は、承認された事項別に記載する。否認された事項は、その理由とともに記録しなければならない。

例 原告が被告に対して貸金1,000万キップを土地権利証を担保にして貸した事案で、原告が、被告に対し、月5%の利息及び被告の返済不履行の場合の土地権利書の原告への譲渡を請求した場合、これらの条項が貸金契約に含まれておらず、原告が一方的に後日追加してものであるため、認められない。

一 被告が、原告と貸金契約を結んだことは認めるが、貸金を全部又は一部返済したなど、訴状で提示されている事実を認める一方で原告の請求を拒否する場合、請求を拒否する理由を詳細に記載しなければならない。

例 原告が請求するとおり、貸金1,000万キップを原告から借りたが、貸金は、2004年10月3日付け領収証が証明するとおり、全額原告に返済したため、原告は、更に貸金の返済を請求することはできない。

例 合計1,000万キップを原告から受け取ったことは認めるが、それは、原告から被告に贈与された（又は、債務の返済若しくは貸貸金として支払われた）ものである。

3 被告の反訴

反訴は、被告が提起した一種の請求であるため、その記載は、訴えの記載と同じ一般的規則に従う。

4 反訴に対する原告の応訴

反訴に対する応訴は、被告の反訴に対する原告の一種の答弁であり、原則として、請求に対する答弁の記載に類似している。

請求に対する答弁及び反訴に対する応訴は、別の段落に個別に記載し、又は、次の例のように、請求及び反訴に関する記載に追加することができる。

構成 1	構成 2
段落 1 原告の請求	段落 1 原告の請求及び反訴に対する応訴
段落 2 請求に対する被告の答弁	段落 2 被告の反訴及び請求に対する答弁
段落 3 被告の反訴	
段落 4 反訴に対する原告の応訴	

第3節

分析

第1 分析手続及び構成

上記のとおり、事実欄では、当事者間の争点について記載する。事実欄の次に分析欄が続き、分析欄では、事実欄に記載した当事者の請求について、裁判所が分析し、説明し、意見を提示する。当事者の請求は、事実に基づいて原告及び被告に発生する権利及び義務を分析するため、最終的に各争点に法律条項を適用する前に公判で正当化できるか否かを

検証する。

分析欄は、判決の中核と考えられている。裁判所は、分析により事件の事実を明らかにし、それにより訴訟当事者及び読者が判決の正当性を明確に理解できるようにする。このために、詳細な方法及び手続を適用する必要がある。この欄には、裁判所が、原告及び被告の提出した各事項について考慮した根拠となる基本的事実及び法律を記載する。裁判所の意見は、正当性を分析し、合意に達し、原告、被告及び事件関係者の判決に対する信頼と理解を得るための手段である。

分析は、真実及び法律に基づき、正確に、明確に、矛盾なく理路整然と行わなければならない。分析欄は、二つの事項、つまり真実の検証及び法律条項の適用を区別して推敲する必要がある。

例 シー（被告）は、2006年1月5日付けの貸金契約に示すとおり、ケオ（原告）が提起した請求の対象である貸金500万キップを受け取ったことは認めた。よって、裁判所は、契約法第46条に定めるとおり、被告が原告に当該貸金を返済すべきであると判断する。

通常、分析欄は、次の項目で構成される。

- ① 事実の分析及び法律適用
 - － 導入文
 - － 当事者が自白した事実
 - － 争点に関する分析
 - ・ 当事者の請求の分析
 - ・ 証拠の分析
 - ・ 証拠に基づく事実認定
 - － 法律の適用
- ② 訴訟費用に関する判断
- ③ 評決における法律条項の適用

第2 事実の分析及び法律適用

1 導入文

分析欄は、導入として「事件簿にとじられている文書、情報、証拠を詳細に審理し、さらに、法廷における公判の進行を考慮し」と記載する

2 当事者が自白した事実

分析欄で事実を提示するに当たり、当事者が共通に認めている事実については、それを裏付ける証拠は必要ない場合がある。

例 ミー（原告）は、ミーから100万キップの貸金を受け取ったシー（被告）に対して請求を提起し、被告は、請求のとおり当該貸金を受け取ったことを認めた。

被告が請求原因事実の一部のみを認め、原告が証拠を提示しない場合、事件及び事実は、

被告が自白したとおり認定する。

例 原告は、被告が 100 万キップの貸金を受け取ったが、貸金契約書は作成されなかったと主張する。訴訟手続で、被告は、700,000 キップのみ貸金を受け取ったことを認めた。このような場合、被告の自白した範囲で事実が認定される。

原告及び被告間に争点があり、合意に達しない場合、事件及び事実は、裁判所の裁量で信頼できる証人及び証拠に基づいて提示する。

例 原告及び被告は、水牛の所有権について争う。訴訟手続中に、証人及び証拠により当該水牛は元々原告が所有していたものであると判明したため、事件及び事実を証人及び証拠に基づいて提示する。

3 争点に関する分析

(1) 証拠の分析

事実及び争点をより詳細に検証するため、裁判所は、訴訟当事者が提供し、又は、裁判所が収集した証拠及び情報を徹底的かつ客観的に比較検討した結果に基づき、各争点について意見を述べる。事実を明確にするため、裁判所は、各争点に関する証拠を収集する必要がある。

例 被告に対する原告の土地所有権請求は、2000年6月17日付け土地権利証No. 2/TDにより原告が紛争中の土地を相続したものであると証明されたため、正当化される。

(2) 分析の正当化

上記の手続に従うことは重要であるが、手続を適切に行った場合でも、完全に、徹底的に、かつ客観的に正当化されない分析は不明瞭である。完全かつ明確に正当化するため、原告又は被告が提起したすべての事項は、正当化できない場合も含め分析しなければならない³⁰。

裁判所は、「ある当事者の請求が虚偽であるため敗訴させる」とは認め難いので当該当事者を敗訴させられない理由につき、完全に説明しなければならない。

ア 争点の一つの場合

争点の一つしかない事件は、分析が容易であり、分析を正当化することにより、より明確な分析になる。

例（不動産共有）

原告（死亡者の唯一の子息）は、不動産が元々原告の母親のものであり、したがって、原告は、その不動産すべてを相続する権利を有する、と主張する。

被告（死亡者の夫）は、当該不動産は、共同で取得したものであり、したがって、原告は、不動産の半分のみを相続する権利を有する、と主張する。

検証しなければならない真実は、不動産が元々原告の母親に帰属していたのか、又は、共有財産であったのか否かであり、これは、土地権利書、所有権譲渡証明書、婚姻前後

³⁰ 民事訴訟法第 78 条

に発生した所有権、証人及びその他の文書などの証拠により容易に確認できる。

重要なことは、争点の一つしかない場合、原告又は被告の請求を裏付ける証拠が必要であり、その証拠の信ぴょう性も検証しなければならない。そのような場合、原告、被告の請求を別々に分析する必要はない。検証すべき争点の一つしかないため、請求は、同時に分析することができる。

イ 争点が複数の場合

原告側に複数の争点がある場合、それらを明確にするために、事実を時系列的に記載して分析検討しなければならない。当事者が自白する事実がある場合は、自白事実が他の事実に対する影響を考慮しなければならない。

例 マーは、ポムのバイクを借り、ソんに軽傷を負わせた。ソンは、医療費を請求し、ポムは、修理代を請求している。

共通に認められる事実は、バイクが借りられ（第1の事実）、事故が発生した（第2の事実）という点である。

このような場合、各事実の正当化において注意を払わなければならないのは、考慮すべき事項の順番である。

複数事実の正当化を制約するもう一つの要因は、事実の否認である。例えば、マーが発生した損害に対する責任を否認するとする。ソン及びポムのマーに対する賠償金請求について、マーは、事故が起こったのは、ポムがマーに用事を頼んだためであり、したがって、全責任はポムにある、と主張する。

上記のような否認の場合、他の事実が認定できるか否かを検討する前に、否認に法的根拠があるか否かを分析しなければならない。

ウ 証拠に基づく事実認定

争点事実の存在を裏付ける十分な証拠があるか疑わしい事実については、認定できるだけの証拠があるか否かを十分検討しなければならない。

例えば、証人の証言に信ぴょう性があるか否か、十分に立証しなければならない。このことは、供述又は他の証拠の信ぴょう性にも適用する。事実認定は、証拠の信用性を比較検討し評価する裁判官の技術にも左右される。主張された事実は、完全な証拠に基づいて認定されなければならない。

このため裁判官は、事実を十分に把握する知識及び経験が必要である。間違った事実認定は、不明瞭な分析又は過誤のある判決につながる可能性があるため、事実認定を誤らないように証拠に基づいて判断しなければならない。

(ア) 証拠の比較検討、検証

過誤のない、証拠に基づいた事実認定を行う前に、最初に証拠の信用性を比較検討して検証しなければならない。

例えば、証拠1の信用性は40%、証拠2の信用性は80%という具合である。証拠に基づく事実認定では、例えば、証人と書証、原本と写しなど、最も信用性の高い証拠に基づかなければならない。信用性は、厳格な規則にのっとっているわけでは

ない。原本の文書は、写しよりも確かに信用性が高いが、場合によっては、写しであっても、事実及び事実に関連した他の証拠と一致していれば、より信用性が高いこともある。

- 一 契約紛争、商業紛争の場合、書証は主要な証拠であり、審理の基盤となる。
- 一 相続紛争の場合は、証人が重要な証拠であると考えられている。したがって、証人及びその証言は、差異及び弱点がないか綿密に調べなければならない。時には、証人が、事実に関して直接知っているわけではなく、伝聞の場合もある。証人は、状況、環境に応じて、本質的にかつ常時変化する証拠であるため、証人の証言に信用性があると認めるためには、その証言を徹底的に検証しなければならない。したがって、裁判所は、証人の誠実さ、記憶力、事実の伝達能力、証人に対する圧力の有無、証言時間などを検証し³¹、証言の信用性を十分検討をしなければならない。

(イ) 事実認定における理由の記載

訴訟事件はそれぞれ内容が異なるため、裁判官は、証拠に基づいた事実認定をより正確かつ明確に行うため、分析欄において、証拠の出所について説明しなければならない。

証言、証拠の正確さ、明確さに応じて、証拠の種類によっては、詳細な説明が必要な場合もあれば、簡単な説明だけで十分な場合もある。

事実認定の理由に関する説明は、重要な事項に集中しなければならない。

例えば、被告が原告から受け取った 200 万キップの貸金の存在は、2006 年 2 月 6 日付けの貸金契約書によって証明される。同契約書が正当に作成されたと認められれば、原告の請求を裏付ける証拠は信用性があると認められる。

このような証拠と認定事実との関連性は、裁判所が、事実認定の理由として説明すべき事項であり、それにより、裁判所の分析はより詳細かつ明確になるであろう。

請求が否認された場合、その裏付け証拠が必要である。

例えば、被告が、貸金を受け取らなかったと陳述し、原告の請求を否認した場合、被告が提出した証拠（の信用性）を考慮する。裁判官は、事実認定に当たり、事件及び事実に一致した法律の条項を選択しなければならない。

(3) 不当な請求の分析

当事者が裁判所に提起した請求は重要であり、当該請求が正当であるか否かに関して回答しなければならない。したがって、裁判所は、信用性があると評価できない当事者の請求については、請求に理由がないと分析した結果を判決に記載し、当事者の理解が得られるよう、判決の理由を説明しなければならない。

当事者の不当な請求は詳細に分析しなければならない。裁判所に提起された請求は、すべて、証拠及び法律に基づいて裁判所が正当化しなければならない。

³¹ 詳細は、証拠比較検討技術指針に定められている。

例 原告の被告に対する修理代 200,000 キップの請求は、審理の結果、原告が、その車に生じた損害は被告の行為によるものである、ということを実証する証拠を有していないため、正当化できない。2003年8月27日付け請求書 No.23 の証拠は、車のエンジン内のピストン交換のみを示しており、被告の行為により生じた損害は、事故発生現場を検証した技術者の2003年7月14日付け報告書 No.76/TP が証明するとおり外部のみであった。さらに、車は、被告の同意の下で原告が修理した。したがって、請求は却下する。

4 法律の適用

事件及び事実を提示した後、裁判官は、参考のために事件及び事実に関連する法律の条項を選択しなければならない。

例 原告は、被告が100万キップの貸金を受け取ったと主張する。審理の結果、裁判所は、被告が2006年2月7日付けの貸金契約で証明されるとおり、原告から貸金を受け取ったため、当該請求は正当化されると認める。したがって、裁判所は、契約法第46条に従い、被告に100万キップの貸金を返済することを命じる。

第3 訴訟費用に関する判断

訴訟費用は、判決で言及する必要がある事項であるとされている。

ラオスの裁判所は、裁判費用及び経費の裁判について誤解していることが多いが、それらは、以下で構成される。

- ・ 税金
- ・ 訴訟手続で発生する費用
- ・ 文書の複写費用
 - 税金は、敗訴した当事者が負担する。
 - 訴訟手続の経費とは、裁判費用に関する法律第4条に基づき、ファイル費、召喚状発送費、証人、鑑定人及び通訳人の旅費及び食費並びに裁判所職員の情報収集費用など、裁判所が訴訟手続を行うために必要な費用を原告が事前に裁判所に支払った前金である。前金は、裁判所が使用するが、判決が言い渡されたとき、敗訴した当事者が当該費用全額を負担しなければならない。
 - 訴訟手続において、裁判所は、事件ファイルに含まれる文書、すなわち、事件簿の表紙、ファイル、用紙の複写費用を負担する。希望する当事者は、当該費用を負担する。

実際には、過去の判決の大部分は、前金、訴訟手続費用及び複写費用を正確に区別しておらず、この習慣は判決執行時に混乱を引き起こしていた。

よって、裁判費用は、詳細に検討しなければならない、請求額の2%で、100,000キップを超えない額と法律で定められている税金と明確に区別し、その費用は、敗訴した当事者が負担しなければならない。実際、過去の判決で両当事者が敗訴する場合もあり、そのよう

な場合、両当事者は、人民最高裁判所長の____日付の指示に基づいて裁判費用を支払う責任を負う。

例 原告は、被告に対し、5,000万キップを請求するが、裁判所は、被告に対し、3,000万キップのみの返済を命じる。つまり、原告の請求は、3,000万キップの範囲内でのみ正当化されたということである。したがって、被告は、3,000万キップの2%で100,000キップを超えない金額の裁判費用を支払う義務を負う。原告の正当化されなかった請求額2,000万キップについては、その2%で100,000キップを超えない額を裁判費用として、原告が支払う。

費用を検討するに当たり、透明性を保障し、当該費用が目的に応じて発生したのかどうかを検証するため、裁判所が前金を使用した目的及び裁判所の費用額を明記しなければならない。費用が不当である場合、訴訟当事者は、裁判費用の支払に関して控訴することができる（裁判費用に関する法律第16条）。

複写費用及び法定費用は、廷吏が計算する。廷吏の任務は、文書複写費用を管理し、評決言渡しの際に、合議体にそれを報告することである。

第4 評決における法律条項の選択

裁判所の民事判決、刑事判決は、法律に基づいている。

分析過程は、事実の分析、裁判費用の分析の区別なく、すべて法律に基づいている。したがって、すべての事項は、法律に基づいていなければならない。分析欄の最後に、関連する法律条項を示さなければならない。

例えば、事実が貸金契約に関連しているとき、裁判所は、契約法第46条に基づき、第一審の公判は、民事訴訟法の主に第82条、83条、84条及び85条に基づき、裁判費用に関する評決を下すときは、裁判費用に関する法律も参照する。

選択された法律の条項は、事実の発生順に表示し、その次に、民事訴訟法の条項、そして裁判費用に関する法律の条項を、次のように数字の小さい順に記載する。

契約法第36条及び第46条を参照し、

民事訴訟法第82条、83条、84条及び85条を参照し、

裁判費用に関する法律第5条、7条及び12条を参照する。

第4節

評決³²欄

評決は、判決の最も重要な部分であり、この部分で、合議体は、事件に関する最終評決を下し、それは確定後に執行される。

³² 訳注：「主文」に相当する部分であるが、合議体が評議の結果多数決で達する結論として敢えて「評決」と原意のまま訳している。

評決欄では、合議体の分析から結論が出され、訴訟当事者及び訴訟参加者の権利及び義務に影響を与えるため、評決の欄の合議体の最終決定は、分析欄と調和し、一致していなければならない。

評決が分析と一致していない場合、判決は一貫性がないものになる。

例えば、原告は、土地が原告所有のものであることを証明する確実な証拠を有すると分析されたにもかかわらず、評決で、原告には十分な理由が欠けているとして訴訟を終了した場合、明らかに、判決は、法律及び認定事実と一致しておらず、控訴及び異議が申し立てられる可能性がある。

判決で合議体が出す評決は、簡潔、簡明で、かつ、正確でなければならない。これは、宣告では合議体が執行を目的とする必要かつ重要な事項のみに言及するということを意味する。認定事実の記載は、分析欄で既に行っているため、この欄では必要はない。

評決は、以下の項目で構成される。

- － 導入文
- － 評決の種類
- － 評決の詳細及び各当事者の義務
- － 裁判費用
- － 当事者の控訴権告知

1 導入文

原則的に、合議体は、民事訴訟法第 85 条に定めるとおり、公判期日に評決を公開で言い渡さなければならない。したがって、判決の部分は、「(人名) に対し、次の評決が下された。」と記載しなければならない。

原則に従い、原告及び被告は、裁判所に対して自己の権利を守るため、法廷に出頭しなければならない。しかし、場合によっては、原告又は被告は、召喚状を受け取らなかったため、又は、他の事件で勾留されているために公判期日を欠席する場合がある。

原告及び被告の両方が判決の言渡し日に出席した場合、評決は、「判決は、原告及び被告の出席の下、言い渡された。」と示さなければならない。

原告又は被告が、裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく判決言渡し期日に欠席した場合、又は、当事者が、裁判所にその欠席中の判決言渡しを要求した場合も、判決は、「判決は、原告又は被告の出席の下で言い渡された。」と記載しなければならない。

原告又は被告が、何らかの理由で召喚状が届かなかったために召喚状を受け取ることができず出頭しなかった場合、判決は、「評決は、原告又は被告の欠席中に言い渡された。」と表示する（民事訴訟法第 89 条）。

2 評決の種類及び内容

評決欄で、裁判所は、民事訴訟法第 93 条に従って以下のとおり第一審判決を言い渡さなければならない。

-
- ・ 原告が申し立てた請求は十分に正当化されないとして、訴訟を終了する。
 - ・ 被告が提起した反訴は十分に正当化されないとして、被告の反訴を終了する。
 - ・ 原告の請求又は被告の反訴は十分に正当化されたため、裁判所は、次の評決を言い渡す。
 - － 事件に応じて、被告は、賠償金、罰金又は損害賠償を原告に支払う。
又は被告人の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 貸借事件の場合、被告は、車両又は動物など、財産を原告に返還する。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 貸金事件の場合、被告は、貸金元本及び利子を原告に返還する。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 賃貸事件の場合、被告は、原告が所有する土地又は家屋から立ち退くこと、若しくはその他の決定。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 被告は、債務及び民事責任の範囲内で、原告のために保全処分を実施すること、又は、一定額の賠償金を支払うこと及びその他の場合の判決。

被告が反訴を提起した場合、評決は、最初に原告の請求について言い渡す。

原告の請求が認められた場合、被告の義務を記載する。

次に、評決は、被告の反訴が正当化されたか否か、及び履行すべき義務について記載する。これは、また第三者に関しても適用する。

評決は、最初に原告及び被告間の紛争事項について言及し、その次に、第三者が提起した請求に言及する。

金額は、アラビア数字で表記する。

例 50,000,000 キップの損害賠償を支払うこと。

3 裁判費用及び手続費用

- － 税金
- － 前金：残額は、すべて原告に返還する。
- － 複写費用

4 訴訟当事者の控訴権の告知

原告、被告及び事件の第三者は、民事訴訟法第 97 条及び 99 条に基づき、裁判所の評決に対し控訴し、又は異議を申し立てる権利を有する。したがって、裁判所は、評決を読み上げるときに、当事者に控訴権又は異議申立権を告知しなければならない。

評決は、次のように構成する。

サンプル 1:

したがって

ビエンチャン首都人民裁判所の民事合議体は、原告及び被告の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡した。

よって、原告が 2003 年 6 月 25 日付けで提起した請求は認容された。

被告は、元本 4,888 万キップ及び利子 1,613 万 400 キップを原告に返済し、利子は、全額が支払われるまで発生し続ける。ただし、利子の合計額は、元本を超えないこと。

被告が原告に返済できない場合は、被告の担保を競売にかけ、その売上金を原告への返済に使用すること。返済後の残額は、担保の所有者に返還すること。売上金が不十分である場合、その不足分は、原告に全額を支払うため、他の財源を探すこと。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告は、原告が裁判所に前払した 10,000 キップを返金すること。

被告は、8,000 キップの複写費用及び判決執行時に発生する全費用を負担すること。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決日から 20 日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

サンプル 2 (被告の反訴を含む場合)

したがって

サバナケット省人民裁判所の民事合議体は、原告及び被告の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡した。

よって、2002 年 6 月 5 日付けの原告の請求は認容された。

原告及び被告間の 2001 年 4 月 6 日付けの合意は、破棄する。

2002 年 6 月 19 日付けの反訴は、却下する。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告は、原告が裁判所に前払した 50,000 キップを返還し、判決執行のために発生した各種費用を負担すること。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決日から 20 日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

サンプル3 (第三者を含む事件)

したがって、

ビエンチャン首都人民裁判所の民事合議体は、原告、被告及び第三者の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡す。

よって、2004年3月22日付けの原告の請求は、一部認容された。

被告及び第三者の間で2003年9月1日に結ばれた担保契約 No.14/NBT は、原告に属する部分の半分に関して部分的に破棄する。この部分は被告が担保にする権限がなく、破棄しなければならない。

第三者が2004年3月30日に提起した請求は、却下する。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

第三者は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告及び第三者は、原告が前払した10,000 キップを返済し、判決執行のために発生した各種費用を負担すること。

原告、被告及び第三者は、この判決に不服である場合、判決日から20日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

サバナケット省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-16
2005年3月24日

民事判決

サバナケット省第一審裁判所
民事合議体は、以下のとおり構成される。

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2004年10月21日付け第一審民事合議体民事事件番号49を審理するため、2005年3月24日午前9時にサバナケット省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 婚姻後の取得資産分割請求

原告 ソムセイ サットケウト，68歳（生年月日：1937年2月1日），ラオ国籍，
農業従事者，現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン2番地
被告 バウンリー，50歳（生年月日：1955年3月12日），ラオ国籍，
主婦，現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン6番地
被告 マニチャン，48歳（生年月日：1957年3月5日），ラオ国籍，主婦
現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン16番地
被告 ター，46歳（生年月日：1959年1月23日），ラオ国籍，主婦
現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン32番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，

法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき、原告、被告に対し、合議体構成員、廷吏及び検察官の身上並びに審理する事件を提示し、原告、被告及び訴訟参加者に対し、合議体、合議体構成員、廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し、原告、被告及び訴訟参加者に対し、自己の訴えを主張する権利を告知し、公判で原告、被告の陳述を聴取し、検察官の意見を考慮した。

事件の内容

ソムセイ サットケウト（原告）が2004年10月8日に提出した訴状の内容及び公判におけるその陳述を審理した。陳述の内容は以下の通りである。

「原告は、チェンと結婚し、バウンリー、マニチャン、ターという名の3名の子をもうけ、また、チェンとともにサバナケット省フィン地区バン・フィンに所在する1.5ヘクタールの建築用地1区画及び水田地1区画（コック・ムアン田）を取得した。チェンは1961年に死亡した。1964年、彼はダラと再婚し、ンヤ、マー、ラーという名の3名の子をもうけ、コンマという名の子を養子にし、ダラとともにサバナケット省カンタバウリー地区バン・ソンセイに所在する水田地1区画（コック・バック田）及び家屋が建っている土地1区画を取得した。この土地及び家屋は売却し、その売却代金は、7名の子の間で適切に分割された。

その後、原告は、前妻チェンと共同で取得した建築用地及び水田地（コック・ムアン田）を原告及び2番目の婚姻の子と分割することを被告バウンリー、マニチャン及びターに対して請求し、かつ、被告3名が分割を拒否する場合は、被告らに対し、2003年7月4日付けの調停記録に基づき、原告が後妻ダラと共同で取得した財産の売却代金から被告らが受け取った計2922万3000キップを返金することを請求する。返金された場合、原告は、チェンと取得した資産の分割を被告に請求しない。」

被告バウンリーの2004年10月14日付の答弁書及び公判におけるその陳述によると、原告はチェンと結婚し、バウンリー、マニチャン及びターの3名の子をもうけた。チェンは1961年に死亡した。建築用地及び水田地1区画（コック・ムアン田）の分割を請求する原告の訴えに関しては、上記水田地及び建築用地は、元々チェンがその父ボウンフェン及び母デンから譲り受けて所有していたものであり、原告とチェンが共同で取得したものではない。したがって、被告は、他の親族とともに原告の請求を拒否する。1964年、原告ソムセイ サットケウト（被告の父）がダラと再婚したとき、被告は、原告とともにサバナケット省カンタバウリー地区バン・ソンセイに所在する土地及び家屋を共同で購入するために、チェンが所有していた60,000キップを使用した。1996年、原告は、1996年8月22日付けの所有権譲渡書が証明するとおり、被告に土地と家屋を譲った。2003年、原告は、バン・ソンセイに所在する土地と家屋を1度目及び2度目の婚姻の子の間で分割することを要求した。この問題は、カンタバウリー地区裁判所における調停で、当該土地及び家屋を計40万バーツで売却する合意でもって解決し

ており、この売上金は、9名の間で平等に分割され、各人に適切に分配された。したがって、原告は、この問題を再度提起することはできない。

分析

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠を徹底的に検討し、審理に基づき、以下のように分析した：

原告ソムセイ サットケウトが、建築用地1区画及び水田地1区画（コック・ムアン田）を共同で取得した財産であると主張し、それらを原告及びその2番目の婚姻の子と分割することを求めて被告バウンリー、マニチャン及びターに対し提起した請求は、裁判所の審理の結果、以下の理由により不当であると認められる：

2004年4月1日のバン・フィン行政当局の供述及び2004年11月7日の原告の陳述によれば、原告が請求するバン・フィン所在の建築用地及び水田地（コック・ムアン田）は、原告が取得したものではなく、元々チェン（被告の母親）がその両親バウンフェン及びデンから相続して所有していたものであることが認められた。したがって、これらの資産は、相続及び相続根拠に関する法律第16条及び19条に基づき、チェンの死亡後、チェンの子であるバウンリー、マニチャン及びターが相続すべきである。相続及び相続根拠に関する法律第16条は、夫婦の一方が死亡し、その配偶者及び子が生存している場合、子は、死者が元々所有していた財産を相続する権利を有していると定めており、第18条では、死者の先祖及び子孫が、死者の元々所有していた財産すべてを血縁関係の親等に応じて平等に分割して受け取り、死者の生存している配偶者は、死者が婚姻後取得した財産の死者の所有分のみを相続する権利があると規定している。さらに、第19条は、いずれの場合も異母兄弟は、死者の取得資産の所有分のみを相続する権利を有すると定めている。

したがって、原告及びその2番目の婚姻の子は、本件の財産を相続する権利を有していない。すなわち、原告はチェンの夫であり、原告の2番目の妻の子は継子と見なされ、これらの者は、チェンが元々所有していた資産を相続する権利を有さない。

裁判所は、原告の訴えはすべて却下すべきであり、被告バウンリー、マニチャン及びター（チェンの子）は、紛争中の財産を相続する正当な権利を有していると考えます。

原告の請求は、以下のとおりである：

被告が建築用地及び水田地（コック・ムアン田）を原告と分割することを拒否した場合、原告は、原告及びダラが共同で取得したバン・ソンセイに所在していた家屋及び土地の売却売上金から被告が受け取った計29, 223, 000キップを返金するよう要求する。

裁判所は、カンタバウリー地区裁判所における2003年7月4日付の調停記録に基づいて審理し、当該財産は、原告及びダラが取得したものであり、原告は被告の父親であるため、当該請求は不当であると考えます。より重要なのは、上記金額は調停を通じて合意の上で決められ、原告及び被告の間で分割され、適切に合意事項が遂行されたことである。

したがって、この問題は時効になっており、裁判所はそれをさらに審理しない。

原告は敗訴し、税金 100,000 キップを支払い、判決の執行費用を負担すべきである。

相続及び相続根拠に関する法律第 16 条, 18 条及び 19 条を参照し,
民事訴訟法第 82 条, 84 条, 85 条及び 99 条を参照し,
裁判費用法第 1 条, 5 条, 7 条, 9 条, 10 条及び 12 条を参照し,

サバナケット省人民裁判所民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審民事裁判の判決を下す。

原告の 2004 年 10 月 8 日付けの訴えは、すべて却下する。

原告は、税金 100,000 キップを支払え。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後 20 日以内に控訴することができることが告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

ビエンチャン首都
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-61
2005年6月9日

判決

ビアンチャン首都第一審裁判所
民事裁判所

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2005年3月6日付け第一審民事合議体民事事件番号63を審理するため、2005年6月9日午前8時にビアンチャン首都人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 遺産分割

原告 シファフォン レウアムセイ，43歳（生年月日：1962年1月4日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン5番地
原告 シファファン レウアムセイ，41歳（生年月日：1962年2月10日），ラオ国籍，
商人，現住所：ビアンチャン首都シサッタナク地区バン・ドンパラン8番地
原告 シリフォン レウアムセイ，39歳（生年月日：1966年3月30日），ラオ国籍，
教師，現住所：ビアンチャン首都チャンタバウリー地区バン・シサバス12番地
原告 ソナリー レウアムセイ，37歳（生年月日：1968年3月14日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・タット・ルアン2番地
原告 シダラ レウアムセイ，35歳（生年月日：1970年1月2日），ラオ国籍，
商人，現住所：ビアンチャン首都シサッタナク地区バン・ノンチャン6番地
原告 シソンフォン レウアムセイ，33歳（生年月日：1972年2月4日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン5番地
被告 オンシー レウアムセイ，68歳（生年月日：1947年1月20日），ラオ国籍，

主婦，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン 5 番地
第三者 ポウトン センディ，35 歳（生年月日：1970 年 2 月 28 日），ラオ国籍，商人
現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ナサイ 14 番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，
法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき，
原告，被告及び訴訟参加者に合議体，合議体構成員，廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し，
原告，被告，第三者及び訴訟参加者にその事件を処理する権利を告知し，
原告，被告，第三者及び証人の証言を聴取し，
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

原告シファフォン，シファファン，シリフォン，ソナリー，シダラ及びシソンフォン計 6 名が
2005 年 2 月 27 日に提出した訴状及び公判におけるその証言によれば，原告らは，被告オン
シー（母）及び訴外トンカム レイアムセイ（父）の間で生まれた。この両名は，原告シファフ
オン，シファファン，シリフォン，ソナリー，シダラ及びシソンフォン 6 名の子をもうけ，次の
不動産を取得した：

土地一区画及びそこに建てられた 2 階建ての家屋で，トンカム及び被告の名前で 1979 年発
行の土地権利書 008 に登記されている。

1980 年，トンカムは死亡し，上記不動産は，被告の管理下に入った。

1995 年，被告は，1995 年 11 月 7 日付けの貸金契約及び担保契約に基づき，上記不動
産を担保にして，第三者ポウトンから金を借りた。契約の満期時，被告は返済できず，1997
年 8 月 19 日付け不動産譲渡契約書 115/NBT に基づいて第三者ポウトンに担保不動産すべ
てを譲渡した。

しかし，法律によれば，共同取得財産の半分はトンカム（原告の父親）に属していたため，被
告は，上記不動産すべてを第三者ポウトンに譲渡する権利を有しない。

したがって，原告は，第三者ポウトンに譲渡された不動産について，父トンカムの持分の範囲
内で 1997 年 8 月 19 日付け不動産譲渡契約 115/NBT の取消し及び 1979 年に発行さ
れた土地権利書 008 に基づく（原告の父親の所有）部分の所有権の再取得を求めて訴えを提起
した。

2005 年 5 月 5 日付けの答弁書，2005 年 3 月 12 日付けの供述録取書及び被告オンシー
レイアムセイの陳述によれば，紛争中の不動産は，被告及びトンカムが真に共同で取得したも
のであり，原告が主張するとおり，被告は，トンカムとの間に，シファフォン，シファファン，シ

リフォン、ソナリー、シダラ及びシソフオンという名の6名の子をもうけた。1995年、被告は、ソボウン フェイサンから500,000パーツを借り、1995年11月7日付け担保契約に基づき、1979年発行の土地権利書008の不動産を借金の担保にした。被告は、貸金の元金及び利子をソボウンに返済できず、ソボウンは、上記不動産を担保にして、第三者ポウトンから2,000,000パーツの貸金追加を保障することに合意した。いずれにせよ、被告は、法律に従って、子に不動産の半分を譲渡することを誓約する。

2005年5月10日付けの訴状及び第三者ポウトンの公判における証言によれば、1979年発行の土地権利書008で登録されている土地及び2階建の家屋は、被告オンシーが貸金の担保にした。被告は、返済できなかつたために、1997年8月19日付け不動産譲渡契約115/NBTに基づいて同不動産を第三者ポウトンに譲渡した。したがって、被告の子は、不動産の返還を請求できず、被告の同不動産に対する所有権は既に第三者ポウトンに譲渡されたため、被告はもはや同不動産を所有していない。したがって、被告は、不動産を子に分割することができない。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠、並びに公判中の審理の詳細かつ徹底的な検討に基づき、以下が認められた：

被告オンシーからトンカム（原告の父親）が所有していた不動産の一部返還を求める原告シファフオン、シファファン、シリフォン、ソナリー、シダラ及びシソフオンの請求は、トンカム及び被告の名義になっている1979年発行の土地権利書008に基づいて根拠がある。当不動産は、トンカム及び被告が所有する婚姻財産と認められる。さらに、2005年5月5日付けの答弁書及び2005年3月21日の証言で、被告は、当不動産が真にトンカムと共同で取得したことを認めた。

相続及び相続根拠に関する法律第16条によれば、配偶者及び子がいる者が死亡した場合、その子は、死者が元々所有していた財産を相続する権利を有し、婚姻中に共同で取得した財産は、半分を死者の配偶者に、もう一方の半分はその子の間で等分割することと定められている。トンカム（原告の父親）は1980年に死亡した。

したがって、裁判所は、相続及び相続根拠に関する法律第16条に定めるとおり、1979年発行の土地権利書008に基づきトンカム及び被告オンシーの名義で登記された2,100平方メートルの土地及び2階建のコンクリート製家屋を等分割し、一方は被告オンシーに、もう一方はトンカムが残した不動産で原告6名に遺産として与えられなければならないと判断する。

被告が第三者に譲渡した不動産の1997年8月19日付け譲渡契約115/NBTについて、同不動産は、トンカム（原告の父親）及び被告が共同で取得したものであるため、1979年発行の土地権利書008で登記されている同不動産を第三者からの貸金の担保とすること及び貸金の返済の代わりに同不動産すべてを第三者に譲渡することは不適切であり、相続及び相続の根

拠に関する法律第16条に基づき、原告の父親が所有していた範囲内でその契約の取消しを求め、原告の請求は根拠があると認められる。

したがって、裁判所は、被告及び第三者ポウトンとの間で結ばれた1997年8月19日付けの不動産譲渡契約書115/NBTを当該不動産のトンカムに属していた部分の範囲内で部分的に取り消すことは適切であると考え。すなわち、被告は、当該部分を第三者に譲渡する権利を有しておらず、その範囲内で契約を取り消すべきである。被告が所有する部分は、別部分であると見なされ、契約法第15条第2項に基づいた、被告及び第三者間の適切な事項であると認められる。

これに対し、不動産の所有権は、被告から第三者に適切に譲渡されたとする第三者ポウトンの主張は、当該不動産が被告及びトンカムの共同所有であったため、根拠がない。したがって、1997年に行われた被告から第三者への不動産全体の譲渡は、被告が当該不動産の半分しか所有しておらず、その半分しか譲渡する権利がなく、もう一方の半分は、トンカムの正当な相続人である原告が1980年に所有したものであるため、不適切であった。被告は、土地を担保にしたこと及び原告の持分の第三者への譲渡について原告に通知しなかったため、それを第三者に譲渡する権利がない。

したがって、上記の評決に基づき、被告及び第三者間の不動産譲渡契約は部分的に無効であるとする。

被告は敗訴し、税金100,000キップを国家に支払い、裁判所の判決執行で発生する経費すべてを負担する。原告が裁判所に以前支払った20,000キップは、2005年6月1日に裁判所会計課が作成した支出報告書に示すとおり、手続費用として裁判所がすべて使用しており、この金額は被告が原告に返金しなければならない。

敗訴した第三者は、税金100,000キップを国家に支払わなければならない。

契約法第15条を参照し、

相続及び相続根拠に関する法律第6条、16条及び10条を参照し、

民事訴訟法第82条、84条、85条及び99条を参照し、

裁判費用法第5条（新規）、7条、9条及び12条を参照し、

ビアンチャン首都人民裁判所合議体は、原告、被告及び第三者の出席の下、第一審判決を公開で言い渡す。

2005年2月27日付けの原告の訴えは根拠がある。

被告及び第三者間の1997年8月19日付け不動産譲渡契約書は、同不動産の半分がトンカムの所有になっており、被告は、その部分を譲渡する権利がないため、その部分の範囲内で部分的に取り消す。

トンカム及び被告の名義になっている1979年発行の土地権利書008で登記されている

ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン所在の土地 2100 平方メートルは、原告及び被告間の紛争対象物であり、2 分割し、一方は被告オンシーが所有し、トンカムが所有していたもう半分は、トンカムが死亡しているため 6 等分し、彼の子である原告が相続する。

第三者ポウトンが 2005 年 5 月 10 日に提起した訴えは却下する。

被告は、国家に税金 100,000 キップを支払え。

被告は、原告が裁判所に預けた 20,000 キップを返金せよ。

第三者は、国家に税金 100,000 キップを支払え。

原告、被告及び第三者は、この判決に不服である場合、判決言渡し後 20 日以内に控訴することができることを告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

ルアンパバーン省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-09
2005年2月17日

判決

ルアンパバーン省第一審裁判所民事合議体

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2004年7月3日付け第一審民事合議体民事事件番号233を審理するため、2005年2月7日午前9時にルアンパバーン省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 雇用契約

原告 ソムサクシー ハッキエット，44歳（生年月日：1951年1月17日），
ラオ国籍，教師，現住所：ルアンパバーン省カンタバウリー地区バン・セイサン
ファン6番地

被告 ハンサナ，42歳，実業家
現住所：ルアンパバーン省カンタバウリー地区バン・ファクワ12番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，
法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき，
原告，被告に合議体構成員及び廷吏の身元，及び本件を提示し，
原告，被告及び訴訟参加者に合議体，合議体構成員，廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し，
原告，被告に自らの事件を処理する権利を告知し，

公判で原告、被告及び証人の証言を聴取し、
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

労働者の代表者である原告ソムサクシー ハッキエットが2004年5月3日に提出した訴状及び公判における原告の陳述によれば、原告は、被告ハンサナに対し、原告及びルアンパバーン省文化学校の他の従業員49名の未払賃金計22,000,000キップを請求することを、2004年4月10日付けの委任状に基づいて同校の従業員50名に任命された。この賃金は、1名当たり日当22,000キップで50名の労働者を採用するという被告の2004年2月1日の口約束に基づき、原告及び他の従業員が被告のために長さ250メートル、幅4メートルの排水溝を取り付けた工事代金である。同工事は、2004年2月2日に開始し、2月21日に終了し、計20日間かかった。未払いの賃金査定額は計22,000,000キップで、被告は、それを1週間以内に支払うと述べた。しかし、被告は支払を拒否したため、原告は、賃金22,000,000キップの支払を求めて、被告に対し、訴えを提起した。

被告ハンサナの2004年5月27日の答弁書及び公判における被告の陳述によると、被告は、2004年2月に排水溝の工事のため、確かに作業員を採用し、1人当たり日当22,000キップを支払うことに同意した。労働者は各地から採用され、その賃金は39,600,000キップに上った。しかし、ルアンパバーン省文化学校から採用された労働者は30名のみで、彼らは15日しか働かず、その未払賃金は、9,900,000キップのみである。被告は、チャイケオ建築会社からの被告に対する賃金支払が未払のため、労働者の賃金が未払のままになっていることを認める。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠の詳細かつ徹底的な検討及び公判の結果に基づき、以下が認められた：

2004年2月1日、被告ハンサナは、排水溝の工事のためにルアンパバーン省文化学校から労働者50名を1人当たりの日当22,000キップで採用することに同意し、工事は、2004年2月21日に終了した。

工事の終了後、労働者の代表である原告ソムサクシー ハッキエット及び被告ハンサナは、共同で未払賃金を計算した。50名の労働者の内、20名が20日間働き、30名が18日間働き、その結果、未払賃金額は

$$\begin{aligned}
 &22,000 \text{キップ} \times 20 \text{名} \times 20 \text{日間} = 8,800,000 \text{キップ} \\
 &22,000 \text{キップ} \times 30 \text{名} \times 18 \text{日間} = 11,880,000 \text{キップ} \\
 &\text{合計} 8,800,000 + 11,880,000 = 20,680,000 \text{キップ}
 \end{aligned}$$

になった。

被告は、計算覚書に署名し、計算した合計額の賃金が未払いであることを認め、2004年2月26日付けの覚書に基づいて1週間以内に賃金を支払うことに同意した。

1週間後、原告は、支払を請求したが、被告は支払う金を所有していなかったため、原告及び被告は、2004年3月15日付の和解記録を作成し、被告は1か月以内に原告に賃金を支払うことに同意した。これらの事実は、覚書2通、及び原告、被告両名の証言によって裏付けられる。

上記は、すなわち、原告及び被告が、労働法第12条に定める雇用契約を結び、同契約に基づき、原告は、契約に定める排水溝を取り付ける義務を負い、被告は、契約に従って賃金を全額支払う義務を負うことを意味する。

これに関し、被告は、原告に賃金を支払わず、2004年5月17日付けの答弁書及び2004年7月20日の供述では、9,900,000キップの賃金のみが未払であることを認めた。このような被告の行為は、合意に基づいて義務を適切に履行した原告に損害を与えており、また、被告は、排水溝の設置のために50名の労働者を採用したこと及び2004年2月26日付けの賃金覚書に基づいて20,680,000キップの賃金が未払いであることを認めた。

したがって、裁判所は、被告について、労働法第12条に基づき、原告ソムサクシー ハッキエットが代表を務めるルアンパバーン省文化学校の従業員50名に対して20,680,000キップの賃金を支払う責任があると判断する。

審理によると、文化学校から採用された労働者は30名のみであり、彼らは15日間しか労働せず、支払うべき賃金は9,900,000キップのみであるという被告の主張は、何ら裏付け証拠がない。

反対に、2004年2月26日付けの未払賃金覚書によると、文化学校の従業員50名が採用され、その内、20名が20日間働き、30名は18日働き、合計20,680,000キップの賃金が未払であるということが明白である。

被告は、その覚書に署名したこと、また賃金が未払いであることを認めた。

賃金が原告に支払われていないのは、チャイケオ建設会社が工事費用を被告に支払っていないからであるという被告の主張は、本件がチャイケオ建設会社と何ら関係がないため、単に責任逃れと支払延期のための言い訳であると判断する。

原告及び被告の間で契約が結ばれたため、権利と義務が発生し、原告は、その義務を履行したので、原告は被告に賃金を請求する権利を有し、被告は、法律に基づき、2004年2月26日付けの未払賃金覚書で合意したとおり賃金を全額支払う義務を負う。

ルアンパバーン省文化学校の労働者50名に対する未払賃金22,000,000キップの支払を求める原告の請求は、部分的に根拠があると認められる。2004年2月26日付けの未払賃金覚書によると、30名が18日間働き、原告と被告が共同で計算し、確認した賃金は、計20,680,000キップのみであった。この証拠以外に、原告は、被告が2004年2月26日付けの覚書に示す以上の賃金を支払わなければならないということを証明する証拠を有して

いない。

したがって、裁判所は、上記の未払賃金覚書に基づいて裁判する。

原告は、訴訟手続費用として裁判所に100,000キップを支払った。この前金は、2005年1月15日に裁判所の会計課が発行した支出報告書のとおり、裁判所が全額使用した。したがって、この金額は、被告が原告に返済しなければならない。

人民裁判所の費用に関する法律の新しい11条に定めるとおり、本件は賃金の支払請求という性質のため、税金の支払は免除される。

労働法第12条を参照し、

契約法第18条を参照し、

民事訴訟法第82条、84条、85条及び99条を参照し、

裁判費用法新第11条を参照し、

ルアンパバーン省人民裁判所の民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審の判決を公開で言い渡す。

原告の2004年5月3日付けの訴えは、部分的に認められる。

被告は、原告に20,680,000キップの賃金を支払え。

被告は、原告に100,000キップの前金を返金せよ。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後20日以内に控訴することができることを告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

チャンパサック省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 04-49
2004年11月14日

判決

チャンパサック省第一審裁判所民事合議体

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2004年10月21日付け第一審民事合議体民事事件番号55を審理するため、2004年11月14日午前9時にチャンパサック省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 販売契約

原告 ニョトサック キエットソン，35歳（生年月日：1969年3月13日），
ラオ国籍，実業家，現住所：チャンパサック省パクセ地区バン・フォクハム3番地
被告 アコン ロプリー，38歳（生年月日：1966年8月27日），ラオ国籍，運転手
現住所：チャンパサック省パクセ地区バン・ヤンノイ8番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，
法律がラオス人民民主共和国の人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき，
原告及び被告に合議体構成員，廷吏，検察官の身元，及び本件を提示し，
原告，被告及び訴訟参加者に合議体，合議体構成員，廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し，
公判で原告，被告の証言を聴取し，
事件を処理する権利を訴訟当事者に告知し，

公判で訴訟当事者及び証人の証言を聴取し、
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

2004年8月26日に原告ニョトサック キエットソンが提出した訴状及び公判における原告の証言によれば、2003年7月14日、被告アコン ロプリは、車両をクレジットで購入する契約を原告のトウクトウ組立工場と結んだ。当該車両は、エンジン番号1478681、シャーシ番号SS10.0003、青色で、ダイハツ製の乗用車であった。販売契約は、130,000パーツで結ばれ、被告は、80,000パーツを支払い、残額50,000パーツは2003年7月14日から2003年12月14日までの5か月間で支払われる予定であった。

しかし、上記期間の満了後、被告は、2004年1月15日まで残金を支払わなかったため、訴えが提起された。

被告アコン ロプリが2004年10月11日に提出した答弁書、及び彼の公判における供述によると、被告は、実際に130,000パーツの価格でトウクトウを原告の組立工場で購入した。そして、工場が車両を支給し、後日、事業許可の手続を行い、残額は12か月間で支払うことを条件に、60,000パーツが既に支払われたが、工場から車両を受け取った後、原告の工場が消費税を支払わなかったために、車両は登録できなかった。被告は、工場にこの問題を提起したが、解決策は見つからず、被告は、税金の支払のために20,000パーツを追加で原告に支払ったが、原告は、このお金を税金の支払いに当てなかったため、被告の商業活動が妨害された。したがって、被告は収入がなく、原告に残額50,000パーツを支払うことができなかった。

被告アコン ロプリの2004年9月15日付けの反訴及びその公判における証言によれば、被告は、原告が請求する残額50,000パーツを支払うことに同意するが、最初に、販売契約で定めるとおり、被告が車両を登録できるように必要な書類を処理すること、そして残りのスペア部品をすべて被告に手渡すよう原告に命令することを裁判所に請求した。その後であれば、被告は原告に車両価格の残金を支払う。

原告ニョトサック キエットソンの2004年9月25日付けの反訴に対する応訴及び公判における証言によると、原告は、車両の書類を処理し、被告にスペア部品を提供することに同意したが、被告は、車両登録に必要な戸籍、申請書、保証書及びその他の書類を提出せず、さらに、原告が被告に署名するよう書類を送ったにもかかわらず、被告はその書類に署名せず、返送してこなかったため、原告は、車両の書類をすべて処理することができなかった。スペア部品に関しては、被告に適切に供給された。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠の詳細かつ徹底的な検討、及び公判の結果に基づき、以下が認められた：

原告ニョトサック キエットソンは、2003年7月14日付け販売契約058/APに基づき、被告アコン ロプリに対し、130,000パーツの車両をクレジットで販売することに同意した。被告は、80,000パーツを支払い、残金の50,000パーツは、2003年7月14日から2003年12月14日までの5か月間で支払う予定であった。被告は、満期日までに残金を被告に支払わなかった。

被告に残金50,000パーツの支払を求める原告の請求は根拠があると認められる。

原告が国に消費税を支払わなかったために、被告は車両を登録できず、車両を使用できなかったために支払期日まで収入がなかったので支払えなかったという被告の主張は、被告が原告から車両を購入して上記金額が未払であることを認めたので、単なる言い訳であると裁判所は判断する。

契約法第37条は、買手は、商品の価格を全額支払う義務を負うと定める。したがって、被告は、原告による車両の登録に関係なく、全額を支払う義務を履行しなければならない。さらに、2003年7月14日付け販売契約058/APは、原告が車両を登録しない場合、被告は支払う必要がない、と規定していない。原告が車両を登録しない場合、被告は原告の義務履行を請求する権利を有するので、裁判所は、被告の主張を認めない。

書類の適切かつ完全な処理及び残りのスペア部品の支給を求めて被告が原告に対して提起した反訴は、根拠がある。2003年7月14日付け販売契約058/APに、原告は、登録のための必要な書類処理及びスペアタイヤ、クリック、修理キーなどのスペア部品の被告に支給する義務を負うと規定しているが、原告は、契約に定める条件に従って義務を履行しておらず、これは契約違反であり、被告に損害を与えている。したがって、原告は、契約書の条件に従って、必要な書類を適切に処理し、被告にスペアタイヤ1つ、クリック1つ及び修理キー1セットを支給しなければならない、と判断する。

被告は、戸籍、申請書、保証書及びその他の必要な書類を原告に提出しなかった、とする原告の主張は、単に言い訳であり、当該文書は、販売契約の署名時に、被告がすべて提出し、原告は、また、2004年6月4日の証言で原告が述べたとおり書類作成費用という目的で被告から現金を受け取った。しかしながら、原告は、被告のために文書を処理していないので、上記の理由で述べるとおり、被告のために必要な車両の書類をすべて処理しなければならない。

被告に対してスペア部品の既に支給したとする反訴に対する原告の応訴は、単なる言い訳であり、そのような主張を裏付ける証拠がないため、根拠がない。

原告の訴え及び被告の反訴は、両方根拠があると認められる。

したがって、裁判所は、原告、被告両名がそれぞれ50,000キップの税金を支払わなければならないと判断する。

また、原告は、裁判所に30,000キップを前払いし、これは全額、訴訟費用として使われたので、被告が15,000キップを負担すべきである。

したがって、

チャムパサック省人民裁判所の民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審の判決を言い渡す。

原告の2004年8月26日付けの訴えを認める。

被告は、原告に残金50,000キップを支払え。

被告の2004年9月15日付け反訴を認める。

原告は、被告のために必要な書類すべてを処理し、スペアタイヤ1つ、クリック1つ及び修理キー1セットを被告に支給せよ。

原告及び被告は、それぞれ50,000キップの税金を支払え。

被告は、原告が支払った前金に対し、15,000キップを返金せよ。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後20日以内に控訴することができることが告知された。

裁判長

廷吏